

第 783 号 (平成 22 年 10 月 5 日 発行)	発行日 5 日、15 日、25 日
<h1>横浜市報</h1>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区港町 1 丁目 1 番地

目 次

頁

[規則]

- △ 横浜市地区センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則【市民局地域施設課】 4
- △ 同 【市民局地域施設課】 5

[告示]

- △ 喫煙禁止地区の区域の変更【資源循環局業務課】 6
- △ 平成22年度横浜市一般会計補正予算（第3号）の要領公表【総務局財政課】 8
- △ 横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の指定【総務局税制課】 9
- △ 保土ヶ谷区における町区域の設定及びこれに係る字区域の廃止【市民局窓口サービス課】 10
- △ 保土ヶ谷区における住居表示の実施【市民局窓口サービス課】 12
- △ 保土ヶ谷区における町区域の設定及びこれに係る字区域の廃止のてん末【市民局窓口サービス課】 14
- △ 児童福祉施設の設置認可【こども青少年局こども家庭課】 15
- △ メモリアルグリーン手数料の収納事務の委託【健康福祉局環境施設課】 16
- △ 保存すべき樹木の指定【環境創造局みどりアップ推進課】 17
- △ 「住民合意形成ガイドライン」売払代金収納事務の委託【都市整備局地域まちづくり課】 18
- △ 市道路線の認定【道路局路政課】 19
- △ 市道路線の廃止【道路局路政課】 22
- △ 市道区域の決定及び供用の開始【道路局路政課】 26
- △ 市道区域の決定【道路局路政課】 28
- △ 市道区域の供用の開始【道路局路政課】 29
- △ 市道区域の供用の廃止【道路局路政課】 30
- △ 国道区域の変更及び供用の開始【道路局路政課】 31
- △ 県道区域の変更及び供用の開始【道路局路政課】 32
- △ 市道区域の変更及び供用の開始【道路局路政課】 34
- △ 県道区域の変更【道路局路政課】 49
- △ 市道区域の変更【道路局路政課】 50
- △ 歩行者専用道路の指定【道路局路政課】 53

[公告]

- △ 廃物の認定【資源循環局業務課】 54
- △ 特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の設立の認証の申請【市民局市民活動支援課】 55
- △ 特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請【市民局市民活動支援課】 56
- △ 公園の区域の変更【環境創造局公園緑地管理課】 57
- △ 公園の一時利用停止【環境創造局公園緑地管理課】 58
- △ 大規模小売店舗の変更の届出【経済観光局産業立地調整課】 59
- △ 同 【経済観光局産業立地調整課】 60

△ 同	【経済観光局産業立地調整課】	62
△	横浜国際港都建設計画都市高速鉄道の市素案の公聴会の開催【建築局都市計画課】	64
△	横浜国際港都建設計画生産緑地地区の変更案の縦覧【建築局都市計画課】	66
△	開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】	67
△ 同	【建築局調整区域課】	68
△ 同	【建築局調整区域課】	69
△ 同	【建築局調整区域課】	70
△	住宅地造成事業に関する工事の完了【建築局調整区域課】	71
△	建築基準法に基づく道路の位置の指定【建築局調整区域課】	72
△ 同	【建築局調整区域課】	73
△	建築基準法に基づく道路の一部廃止【建築局建築道路課】	74
[達]		
△	港湾局制服規程の一部改正【港湾局総務課】	75
[区告示]		
△	認可地縁団体の告示事項の変更【旭区地域振興課】	77
△ 同	【旭区地域振興課】	78
△ 同	【旭区地域振興課】	79
△ 同	【旭区地域振興課】	80
△	地縁による団体の認可【旭区地域振興課】	81
[区公告]		
△	横浜市笠間地域ケアプラザ等の指定管理者の指定【栄区福祉保健課】	82
△	横浜市栄区福祉保健活動拠点の指定管理者の指定【栄区福祉保健課】	83
△	横浜市今宿地域ケアプラザ等の指定管理者の指定【旭区福祉保健課】	84
△	横浜市旭区福祉保健活動拠点の指定管理者の指定【旭区福祉保健課】	85
△	横浜市緑区福祉保健活動拠点の指定管理者の指定【緑区福祉保健課】	86
△	横浜市潮田地域ケアプラザ等の指定管理者の指定【鶴見区福祉保健課】	87
△	横浜市鶴見区福祉保健活動拠点の指定管理者の指定【鶴見区福祉保健課】	88
△	横浜市神之木地域ケアプラザ等の指定管理者の指定【神奈川区福祉保健課】	89
△	横浜市神奈川区福祉保健活動拠点の指定管理者の指定【神奈川区福祉保健課】	90
△	横浜市浦舟地域ケアプラザ等の指定管理者の指定【南区福祉保健課】	91
△	横浜市下永谷地域ケアプラザ等の指定管理者の指定【港南区福祉保健課】	92
△	横浜市港南区福祉保健活動拠点の指定管理者の指定【港南区福祉保健課】	93
△	横浜市今井地域ケアプラザ等の指定管理者の指定【保土ヶ谷区福祉保健課】	94
△	横浜市上笹下地域ケアプラザ等の指定管理者の指定【磯子区福祉保健課】	95
△	横浜市磯子区福祉保健活動拠点の指定管理者の指定【磯子区福祉保健課】	96
△	横浜市釜利谷地域ケアプラザ等の指定管理者の指定【金沢区福祉保健課】	97
△	横浜市金沢区福祉保健活動拠点の指定管理者の指定【金沢区福祉保健課】	98
△	横浜市篠原地域ケアプラザ等の指定管理者の指定【港北区福祉保健課】	99
△	横浜市港北区福祉保健活動拠点の指定管理者の指定【港北区福祉保健課】	100
△	横浜市美しが丘地域ケアプラザ等の指定管理者の指定【青葉区福祉保健課】	101
△	横浜市加賀原地域ケアプラザ等の指定管理者の指定【都筑区福祉保健課】	102
△	横浜市都筑区福祉保健活動拠点の指定管理者の指定【都筑区福祉保健課】	103
△	横浜市いずみ中央地域ケアプラザ等の指定管理者の指定【泉区福祉保健課】	104
△	横浜市泉区福祉保健活動拠点の指定管理者の指定【泉区福祉保健課】	105
△	横浜市二ツ橋第二地域ケアプラザの指定管理者の指定【瀬谷区福祉保健課】	106
△	横浜市瀬谷区福祉保健活動拠点の指定管理者の指定【瀬谷区福祉保健課】	107

[水道局]

△ 刊行物頒布代金の徴収事務の委託【総務課】 108

[その他]

△ 公立大学法人横浜市立大学平成21事業年度財務諸表の公告【公立大学法人横浜市立大学】 109

規 則

横 浜 市 地 区 セ ン タ ー 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 の 施 行 期 日 を 定 め
る 規 則 を こ こ に 公 布 す る 。

平 成 22 年 10 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

横 浜 市 規 則 第 64 号

横 浜 市 地 区 セ ン タ ー 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 の 施 行 期
日 を 定 め る 規 則

横 浜 市 地 区 セ ン タ ー 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 （ 平 成 21 年 9 月 横
浜 市 条 例 第 42 号 ） は 、 平 成 22 年 11 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

附 則

こ の 規 則 は 、 公 布 の 日 か ら 施 行 す る 。

横 浜 市 地 区 セ ン タ ー 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 の 施 行 期 日 を 定 め
る 規 則 を こ こ に 公 布 す る 。

平 成 22 年 10 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

横 浜 市 規 則 第 65 号

横 浜 市 地 区 セ ン タ ー 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 の 施 行 期
日 を 定 め る 規 則

横 浜 市 地 区 セ ン タ ー 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 （ 平 成 21 年 6 月 横
浜 市 条 例 第 35 号 ） は 、 平 成 22 年 12 月 5 日 か ら 施 行 す る 。

附 則

こ の 規 則 は 、 公 布 の 日 か ら 施 行 す る 。

告 示

横 浜 市 告 示 第 437 号 (平 成 22 年 9 月 27 日 掲 示 済)

喫 煙 禁 止 地 区 の 区 域 の 変 更

横 浜 市 空 き 缶 等 及 び 吸 い 殻 等 の 散 乱 の 防 止 等 に 関 す る 条 例 (平 成 7 年 9 月 横 浜 市 条 例 第 46 号) 第 11 条 の 2 第 1 項 に 規 定 す る 喫 煙 禁 止 地 区 の 区 域 を 、 次 の と お り 変 更 す る 。

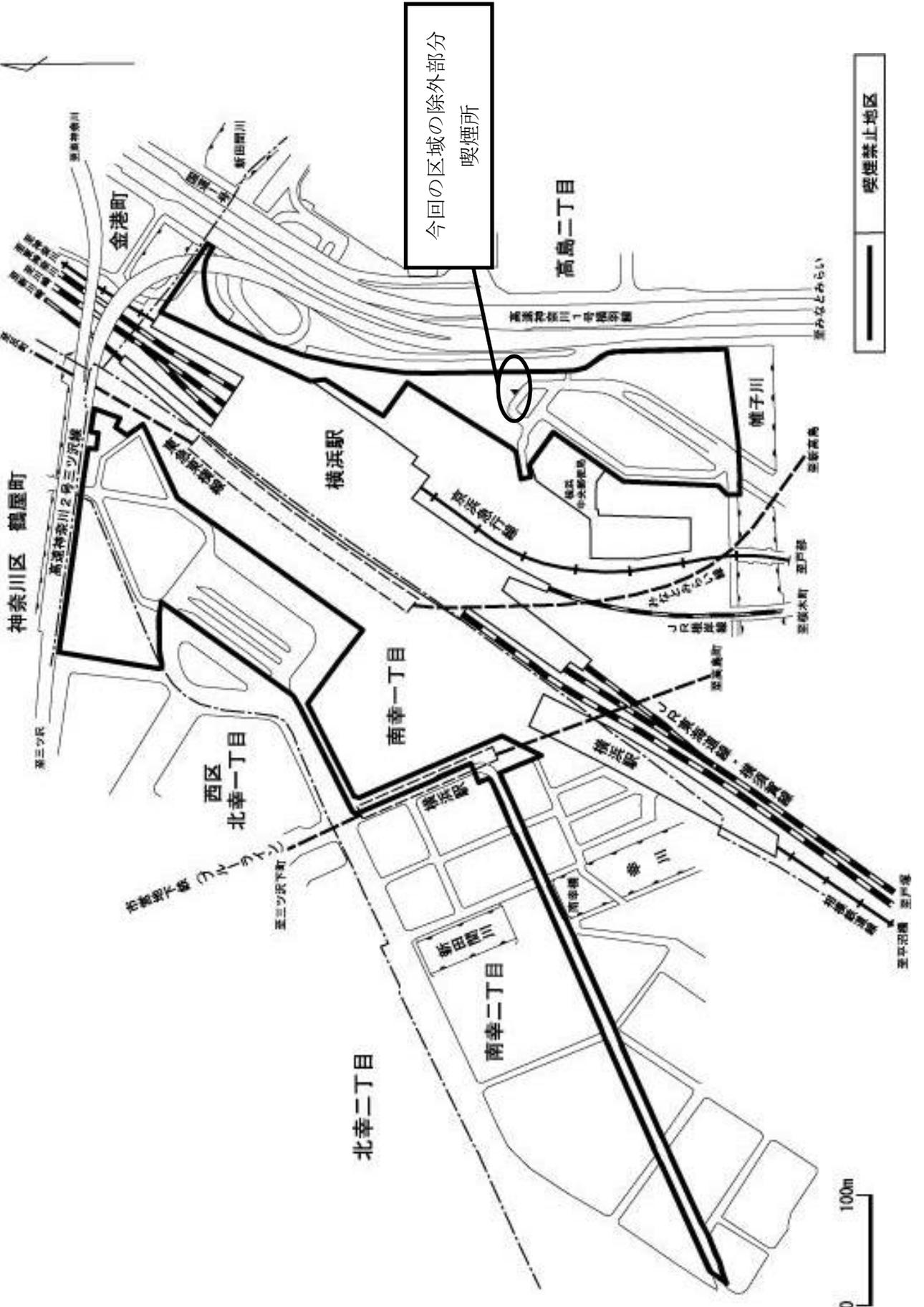
平 成 22 年 9 月 27 日

横 浜 市 長 林 文 子

指 定 年 月 日	指 定 場 所	
	指 定 地 区 名	区 域 図
平 成 22 年 9 月 28 日	横 浜 駅 周 辺 地 区	別 図 の と お り

別 図

横浜駅周辺地区



横 浜 市 告 示 第 438 号

平 成 22 年 度 横 浜 市 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 3 号) の 要 領 公
表

平 成 22 年 9 月 28 日 の 市 議 会 に お い て 議 決 を 得 た 平 成 22 年 度 横 浜 市
一 般 会 計 補 正 予 算 (第 3 号) の 要 領 を 、 別 冊 の と お り 公 表 す る 。

平 成 22 年 10 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

横 浜 市 告 示 第 439 号

横 浜 市 市 税 条 例 に 基 づ く 控 除 対 象 寄 附 金 の 指 定

横 浜 市 市 税 条 例 （ 昭 和 25 年 8 月 横 浜 市 条 例 第 34 号 ） 第 29 条 の 4 の 3 に 規 定 す る 控 除 対 象 寄 附 金 と し て 、 次 の と お り 指 定 し た 。

平 成 22 年 10 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

次 の 法 人 の 行 う 特 定 非 営 利 活 動 促 進 法 第 2 条 第 1 項 に 規 定 す る 特 定 非 営 利 活 動 に 係 る 事 業 に 関 連 す る 寄 附 金 （ 横 浜 市 の 区 域 外 に 施 設 を 建 設 す る た め の 費 用 等 に 充 て る こ と を 目 的 と す る も の を 除 く 。 ）

指 定 年 月 日	法 人 の 名 称	主 たる 事 務 所 又 は 事 業 所 の 所 在 地	寄 附 金 税 額 控 除 の 対 象 と な る 日
平 成 22 年 9 月 16 日	特 定 非 営 利 活 動 法 人 地 球 の 木	中 区 不 老 町 1 丁 目 3 番 地 の 3	平 成 22 年 7 月 16 日

横 浜 市 告 示 第 440 号

保 土 ヶ 谷 区 に お け る 町 区 域 の 設 定 及 び こ れ に 係 る 字 区 域
の 廃 止

横 浜 市 長 か ら 、 別 図 の と お り 保 土 ヶ 谷 区 に お い て 町 区 域 を 設 定 し
、 及 び こ れ に 係 る 字 区 域 を 廃 止 し 、 そ の 町 界 を 定 め る に 当 た っ て は
、 道 路 、 水 路 、 鉄 道 等 の う ち お お む ね 東 西 に 通 ず る も の に つ い て は
原 則 と し て 南 側 の 側 線 を 、 南 北 に 通 ず る も の に つ い て は 原 則 と し て
東 側 の 側 線 を も っ て 境 界 と す る 旨 届 出 が あ っ た 。

な お 、 こ の 町 区 域 の 設 定 及 び 字 区 域 の 廃 止 の 効 力 は 、 平 成 22 年 12
月 6 日 か ら 生 ず る も の と す る 。

平 成 22 年 10 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

別図

保土ヶ谷区における町区域の設定図



凡 例	
-----	区 界
————	新 町 界
-----	町 界
仏 向 西	新 町 名
(仏向町)	旧 町 名

横 浜 市 告 示 第 441 号

保 土 ヶ 谷 区 に お け る 住 居 表 示 の 実 施

住 居 表 示 に 関 す る 法 律 (昭 和 37 年 法 律 第 119 号) 第 3 条 第 3 項 の
規 定 に 基 づ き 、 住 居 表 示 を 実 施 す る 区 域 等 を 次 の と お り 定 め た 。

平 成 22 年 10 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 住 居 表 示 を 実 施 す る 区 域
保 土 ヶ 谷 区 仏 向 西 (別 図 1 の と お り)
- 2 実 施 期 日
平 成 22 年 12 月 6 日
- 3 住 居 表 示 の 方 法
街 区 方 式
- 4 街 区 符 号 及 び 住 居 番 号
別 図 2 の と お り (省 略)

別図1

保土ヶ谷区における住居表示実施区域図



凡 例	
-----	区 界
————	新 町 界
-----	町 界
ぶつ こう にし	新 町 名
(仏向町)	旧 町 名
■	実 施 区 域

横 浜 市 告 示 第 442 号

保 土 ヶ 谷 区 に お け る 町 区 域 の 設 定 及 び こ れ に 係 る 字 区 域
の 廃 止 の て ん 末

住 居 表 示 に 関 す る 法 律 (昭 和 37 年 法 律 第 119 号) 第 5 条 の 2 第 2
項 に よ り 変 更 の 請 求 の あ っ た 、 保 土 ヶ 谷 区 に お け る 町 区 域 の 設 定 及
び こ れ に 係 る 字 区 域 の 廃 止 に つ い て は 、 平 成 22 年 9 月 16 日 に 議 会 の
議 決 を 得 た の で 、 住 居 表 示 に 関 す る 法 律 施 行 令 (昭 和 42 年 政 令 第 24
6 号) 第 4 条 の 規 定 に 基 づ き 、 そ の て ん 末 を 次 の と お り 告 示 す る 。

平 成 22 年 10 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

保 土 ヶ 谷 区 に お け る 町 区 域 の 設 定 及 び こ れ に 係 る 字 区 域 の 廃 止 に
つ い て は 、 住 居 表 示 に 関 す る 法 律 (昭 和 37 年 法 律 第 119 号) 第 5 条
の 2 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 平 成 22 年 3 月 5 日 横 浜 市 告 示 第 66 号 に
よ り 、 そ の 案 (以 下 「 原 案 」 と い う 。) を 告 示 し た と こ ろ 、 同 年 4
月 5 日 、 原 案 に 対 し 変 更 の 請 求 が あ っ た 。 そ の た め 、 住 居 表 示 に 関
す る 法 律 (昭 和 37 年 法 律 第 119 号) 第 5 条 の 2 第 5 項 の 規 定 に 基 づ
き 、 当 該 変 更 の 請 求 書 を 添 え て 、 当 該 町 区 域 の 設 定 及 び こ れ に 係 る
字 区 域 の 廃 止 に 関 す る 議 案 を 、 平 成 22 年 第 2 回 横 浜 市 会 定 例 会 に 提
出 し た と こ ろ 、 継 続 審 議 と な っ た 。

平 成 22 年 8 月 26 日 、 住 居 表 示 に 関 す る 法 律 (昭 和 37 年 法 律 第 119
号) 第 5 条 の 2 第 6 項 の 規 定 に 基 づ く 公 聴 会 が 開 か れ 、 平 成 22 年 9
月 16 日 、 平 成 22 年 第 3 回 横 浜 市 会 定 例 会 に お い て 、 当 該 議 案 は 原 案
ど お り 可 決 し た 。

横 浜 市 告 示 第 443 号

児 童 福 祉 施 設 の 設 置 認 可

児 童 福 祉 法 (昭 和 22 年 法 律 第 164 号) 第 35 条 第 4 項 に 規 定 す る 児 童 福 祉 施 設 と し て 、 次 の と お り 設 置 を 認 可 し た 。

平 成 22 年 10 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

認 可 年 月 日	平 成 22 年 10 月 1 日
設 置 年 月 日	平 成 21 年 6 月 1 日
事 業 種 別	第 2 種 助 産 施 設
施 設 名 称	と わ 助 産 院
設 置 者	一 般 社 団 法 人 神 奈 川 県 助 産 師 会
代 表 者	仲 か よ
経 営 責 任 者	山 本 年 映
規 模	337.85 m ²
定 員	2 名
所 在 地	鶴 見 区 鶴 見 中 央 一 丁 目 10 番 20 号

横浜市告示第 444 号

メモリアルグリーン手数料の収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、メモリアルグリーン手数料の収納事務を次のとおり委託した。

平成 22 年 10 月 5 日

横浜市長 林 文 子

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
清光社・奈良造園土木共同 事業体 代表者 株式会社清光社 代表取締役社長 鈴木 信 俊	中区山下町 1 番 地	平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日 まで

横 浜 市 告 示 第 445 号

保 存 す べ き 樹 木 の 指 定

緑の環境をつくり育てる条例（昭和48年6月横浜市条例第47号）
第7条第1項の規定に基づき、保存すべき樹木として、次の樹木を
指 定 し た。

平 成 22 年 10 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

指 定 樹 木	指 定 年 月 日
戸 塚 区 原 宿 二 丁 目 807 番 の 1 の タ ブ ノ キ	平 成 22 年 9 月 15 日
戸 塚 区 影 取 町 122 番 の 1 の タ ブ ノ キ	
港 北 区 小 机 町 110 番 の 1 の イ チ ョ ウ	
港 北 区 師 岡 町 1,147 番 の 3 の ヤ マ ザ ク ラ	
港 北 区 師 岡 町 1,168 番 の サ ル ス ベ リ	

横 浜 市 告 示 第 446 号

「住民合意形成ガイドライン」売払代金収納事務の委託
 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定
 により、「住民合意形成ガイドライン」売払代金の収納事務を次の
 とおり委託した。

平成 22 年 10 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
株式会社有隣堂 代表取締役社長 松 信 裕	中区伊勢佐木町 1 丁 目 4 番地の 4	平成 22 年 10 月 5 日 から平成 23 年 3 月 31 日まで

横浜市告示第 447 号

市道路線の認定

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条の規定に基づき、次のように市道路線を認定する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において一般の縦覧に供する。

平成 22 年 10 月 5 日

横浜市長 林 文 子

路線名	起 終	点 点
師岡 第 407 号線	鶴見区北寺尾七丁目 666 番の 56 地先 同 区同 同 番の 66 地先	
菅田 第 330 号線	神奈川区菅田町 2,300 番の 2 地先 同 区同 町 2,304 番の 1 地先	
六角橋 第 555 号線	神奈川区二本榎 27 番の 1 地先 同 区同 21 番の 4 地先	
天王町 第 405 号線	西区久保町 139 番の 33 地先 同区同 町同 番の 3 地先	
三ツ沢 第 394 号線	保土ヶ谷区鎌谷町 299 番の 51 地先 同 区同 町同 番の 49 地先	
三ツ沢 第 395 号線	保土ヶ谷区鎌谷町 299 番の 58 地先 同 区同 町同 番の 103 地先	
三ツ沢 第 396 号線	保土ヶ谷区鎌谷町 299 番の 18 地先 同 区同 町同 番の 19 地先	
磯子 第 378 号線	磯子区岡村二丁目 479 番の 2 地先 同 区同 473 番の 1 地先	
磯子 第 379 号線	磯子区岡村二丁目 476 番の 6 地先 同 区同 477 番の 1 地先	
洋光台 第 400 号線	磯子区氷取沢町 58 番の 2 地先 同 区同 町 15 番の 1 地先	
平潟 第 395 号線	金沢区瀬戸 4,469 番の 7 地内 同 区同 4,502 番の 48 地先	

平潟 第 396 号線	金沢区瀬戸 4,446 番の 1 地内 同 区同 4,448 番の 3 地内
平潟 第 397 号線	金沢区瀬戸 4,445 番の 4 地内 同 区同 4,456 番の 2 地内
平潟 第 398 号線	金沢区乙舳町 490 番の 1 地先
平潟 第 399 号線	金沢区野島町 20 番地先 同 区乙舳町 490 番の 8 地先
高田 第 555 号線	港北区新吉田東五丁目 1,931 番の 1 地先 同 区同 1,933 番の 13 地先
北寺尾 第 486 号線	港北区菊名三丁目 292 番の 6 地先 同 区同 同 番の 10 地先
東本郷 第 486 号線	緑区東本郷四丁目 511 番の 39 地先 同 区同 507 番の 3 地先
美しが丘西 第 365 号線	青葉区美しが丘西一丁目 12 番の 63 地先 同 区同 同 番の 59 地先
美しが丘西 第 366 号線	青葉区美しが丘西一丁目 12 番の 66 地先 同 区同 同 番の 67 地先
荏田北部 第 424 号線	都筑区荏田東町 4,383 番の 1 地先 同 区同 町 4,396 番の 1 地先
大棚 第 367 号線	都筑区大棚町 392 番の 1 地先 同 区同 町 401 番地先
六ツ川 第 532 号線	戸塚区平戸一丁目 1,564 番の 6 地先 同 区同 1,413 番の 1 地先
六ツ川 第 533 号線	戸塚区平戸一丁目 1,568 番の 3 地先 同 区同 1,416 番の 9 地先
六ツ川 第 534 号線	戸塚区平戸一丁目 1,416 番の 9 地先 同 区同 同 番の 31 地先
汲沢 第 559 号線	戸塚区戸塚町 3,330 番の 1 地内 同 区同 町 3,340 番の 1 地内

汲 沢 第 560 号線	戸塚区戸塚町 3,185 番の19地先 同 区同 町 3,178 番の 1 地先
戸 塚 第 541 号線	戸塚区戸塚町 216 番の 1 地内
戸 塚 第 542 号線	戸塚区上倉田町 259 番の10地内
和 泉 町 第 475 号線	泉区和泉町 3,175 番の 3 地先 同区同 町同 番の 1 地先
下 飯 田 第 450 号線	泉区和泉町 3,155 番の 1 地先 同区同 町 3,165 番の 3 地先
北 新 第86号線	瀬谷区北新31番の 5 地先 同 区同 同番の24地先

横浜市告示第 448 号

市道路線の廃止

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき、次のように市道路線を廃止する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において一般の縦覧に供する。

平成 22 年 10 月 5 日

横浜市長 林 文 子

路 線 名	起 終	点 点
菅田 第 51 号線	神奈川区菅田町 2,300 番の 2 地先 同 区同 町 2,299 番の 1 地先	
菅田 第 52 号線	神奈川区菅田町 2,300 番の 2 地先 同 区同 町 2,299 番の 1 地先	
伊勢佐木町 第 619 号線	西区東ヶ丘 53 番の 16 地先 同区同 59 番の 1 地先	
山元町 第 240 号線	中区滝之上 21 番の 3 地先 同区同 24 番地先	
山元町 第 433 号線	中区滝之上 38 番の 2 地先 同区同 同番の 1 地先	
下野庭 第 119 号線	港南区港南二丁目 1,232 番の 8 地先	
下野庭 第 262 号線	港南区港南二丁目 1,560 番の 4 地先 同 区同 1,561 番地先	
笹下 第 393 号線	港南区笹下二丁目 3,955 番の 1 地先 同 区同 同 番の 3 地先	
若葉台 第 198 号線	旭区上川井町 2,064 番の 3 地内 同区同 町 2,151 番の 1 地内	
今宿 第 400 号線	旭区鶴ヶ峰本町一丁目 1,180 番の 1 地先 同区同 1,163 番の 2 地先	
白根 第 23 号線	旭区白根七丁目 608 番の 5 地先 同区同 632 番地先	

白根 第 149 号線	旭区白根三丁目 369 番の 6 地内 同区同 366 番の 1 地内
四季美台 第 188 号線	旭区本村町 118 番の 21 地先 同区同 町 116 番の 100 地先
川島町 第 225 号線	旭区市沢町 131 番の 2 地先 同区同 町 210 番の 2 地先
川島町 第 229 号線	旭区市沢町 210 番の 2 地先 同区同 町 188 番の 3 地先
井土ヶ谷 第 621 号線	磯子区岡村四丁目 705 番地先 同 区同 703 番の 8 地先
洋光台 第 373 号線	磯子区氷取沢町 58 番の 2 地先 同 区同 町 50 番の 3 地先
洋光台 第 377 号線	磯子区氷取沢町 50 番の 3 地先 同 区同 町 59 番地先
洋光台 第 378 号線	磯子区氷取沢町 19 番の 1 地先 同 区同 町 16 番の 1 地先
洋光台 第 379 号線	磯子区氷取沢町 16 番の 2 地先 同 区同 町 15 番の 1 地先
洋光台 第 380 号線	磯子区氷取沢町 15 番の 4 地先 同 区同 町 50 番の 8 地先
高田 第 74 号線	港北区日吉本町六丁目 104 番の 1 地内
高田 第 75 号線	港北区日吉本町六丁目 165 番の 4 地内 同 区同 108 番の 2 地先
新吉田 第 92 号線	港北区綱島西一丁目 463 番の 1 地先 同 区同 462 番の 7 地先
菊名 第 519 号線	港北区篠原町 1,268 番の 4 地先 同 区同 町 1,367 番の 1 地先
篠原 第 137 号線	港北区篠原西町 148 番の 2 地先 同 区同 町 143 番の 21 地先

北八朔南部 第 57 号線	緑区北八朔町 1,372 番の 10 地先 同区同 町 1,368 番の 1 地先
中川 第 209 号線	都筑区大榎町 394 番の 11 地先 同区同 町 392 番の 1 地先
東方町 第 254 号線	都筑区池辺町 4,660 番地先 同区同 町同 番の 2 地先
東方町 第 255 号線	都筑区池辺町 4,611 番地先 同区同 町同 番の 4 地先
上矢部 第 320 号線	戸塚区名瀬町 334 番の 1 地内
上矢部 第 514 号線	戸塚区秋葉町 336 番地先 同区同 町 339 番の 1 地先
上矢部 第 539 号線	戸塚区秋葉町 691 番の 18 地先 同区同 町 336 番地先
六ツ川 第 144 号線	戸塚区平戸一丁目 1,413 番の 1 地先 同区同 1,568 番の 1 地先
六ツ川 第 145 号線	戸塚区平戸一丁目 1,413 番の 1 地先 同区同 1,415 番の 1 地先
六ツ川 第 146 号線	戸塚区平戸一丁目 1,370 番の 3 地先 同区同 1,364 番の 1 地先
六ツ川 第 160 号線	戸塚区平戸一丁目 1,415 番の 1 地先 同区同 1,442 番の 2 地先
汲沢 第 421 号線	戸塚区戸塚町 3,200 番の 7 地先 同区同 町 3,173 番の 3 地先
汲沢 第 530 号線	戸塚区戸塚町 3,309 番の 5 地先 同区同 町 3,183 番の 4 地先
下倉田 第 117 号線	戸塚区下倉田町 250 番の 1 地先 同区同 町 260 番地先
上永谷 第 148 号線	戸塚区下倉田町 1,449 番地先 同区同 町 1,448 番の 2 地先

飯島 第 397 号線	栄区飯島町 185 番の 1 地先 同区同 町 211 番の 2 地先
飯島 第 398 号線	栄区飯島町 118 番の 1 地内
小菅ヶ谷 第 173 号線	栄区鍛冶ヶ谷町 504 番の 6 地先 同区同 町同 番の 1 地先
和泉町 第 387 号線	泉区和泉町 3,170 番の 1 地先 同区同 町 3,175 番の 3 地先
下飯田 第 13 号線	泉区和泉町 3,155 番の 5 地先 同区同 町 3,165 番の 7 地先
岡津 第 34 号線	泉区新橋町 611 番の 4 地先 同区同 町 615 番の 4 地先

横浜市告示第 449 号

市道区域の決定及び供用の開始

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を決定し、及びその供用を開始する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において一般の縦覧に供する。

平成 22 年 10 月 5 日

横浜市長 林 文 子

1 道路区域の決定及び供用開始の期日

平成 22 年 10 月 5 日

2 路線名及び道路の区域

路線名	区 間	幅員	延長
		m	m
師岡 第 407 号線	鶴見区北寺尾七丁目 666 番の 56 地先から 同 区同 同 番の 66 地先まで	5.50 ないし 5.51	64.67
六角橋 第 555 号線	神奈川区二本榎 27 番の 1 地先から 同 区同 21 番の 4 地先まで	2.02 ないし 5.75	96.89
天王町 第 405 号線	西区久保町 139 番の 33 地先から 同区同 町同 番の 3 地先まで	4.00 ないし 4.16	18.70
三ツ沢 第 394 号線	保土ヶ谷区鎌谷町 299 番の 51 地先から 同 区同 町同 番の 49 地先まで	5.50 ないし 5.53	62.29
三ツ沢 第 395 号線	保土ヶ谷区鎌谷町 299 番の 58 地先から 同 区同 町同 番の 103 地先まで	4.50 ないし 4.55	33.48
三ツ沢 第 396 号線	保土ヶ谷区鎌谷町 299 番の 18 地先から 同 区同 町同 番の 19 地先まで	4.50 ないし 6.03	390.97
磯子 第 378 号線	磯子区岡村二丁目 479 番の 2 地先から 同 区同 473 番の 1 地先まで	3.56 ないし 3.80	89.14
磯子 第 379 号線	磯子区岡村二丁目 476 番の 6 地先から 同 区同 477 番の 1 地先まで	3.00	15.16
洋光台 第 400 号線	磯子区氷取沢町 58 番の 2 地先から 同 区同 町 15 番の 1 地先まで	4.50 ないし 4.60	147.36
平潟 第 398 号線	金沢区乙舳町 490 番の 1 地先	10.00	16.56
平潟 第 399 号線	金沢区野島町 20 番地先から 同 区乙舳町 490 番の 8 地先まで	5.50	48.63

高田 第 555 号線	港北区新吉田東五丁目 1,931 番の 1 地先から 同 区同 1,933 番の 13地先まで	4.50 ないし 4.55	136.97
北寺尾 第 486 号線	港北区菊名三丁目 292 番の 6 地先から 同 区同 同 番の 10地先まで	4.50 ないし 5.50	88.66
東本郷 第 486 号線	緑区東本郷四丁目 511 番の 39地先から 同区同 507 番の 3 地先まで	5.50 ないし 5.52	100.97
美しが丘西 第 365 号線	青葉区美しが丘西一丁目 12番の 63地先から 同 区同 同番の 59地先まで	4.50	57.01
美しが丘西 第 366 号線	青葉区美しが丘西一丁目 12番の 66地先から 同 区同 同番の 67地先まで	4.50	33.00
荏田北部 第 424 号線	都筑区荏田東町 4,383 番の 1 地先から 同 区同 町 4,396 番の 1 地先まで	4.50 ないし 7.30	171.84
大柵 第 367 号線	都筑区大柵町 392 番の 1 地先から 同 区同 町 401 番地先まで	4.50 ないし 4.53	122.55
六ツ川 第 532 号線	戸塚区平戸一丁目 1,564 番の 6 地先から 同 区同 1,413 番の 1 地先まで	5.50	102.12
六ツ川 第 533 号線	戸塚区平戸一丁目 1,568 番の 3 地先から 同 区同 1,416 番の 9 地先まで	4.00 ないし 4.91	110.09
六ツ川 第 534 号線	戸塚区平戸一丁目 1,416 番の 9 地先から 同 区同 同 番の 31地先まで	4.00 ないし 5.30	107.07
汲沢 第 560 号線	戸塚区戸塚町 3,185 番の 19地先から 同 区同 町 3,178 番の 1 地先まで	4.00 ないし 7.00	89.87
和泉町 第 475 号線	泉区和泉町 3,175 番の 3 地先から 同区同 町同 番の 1 地先まで	4.50	19.60
下飯田 第 450 号線	泉区和泉町 3,155 番の 1 地先から 同区同 町 3,165 番の 3 地先まで	9.00 ないし 9.19	77.88
北新 第 86 号線	瀬谷区北新 31 番の 5 地先から 同 区同 同番の 24地先まで	4.50 ないし 4.60	52.65

横浜市告示第 450 号

市道区域の決定

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を決定する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において一般の縦覧に供する。

平成 22 年 10 月 5 日

横浜市長 林 文 子

1 道路区域の決定の期日

平成 22 年 10 月 5 日

2 路線名及び道路の区域

路線名	区 間	幅員	延長
		m	m
菅田 第 330 号線	神奈川区菅田町 2,300 番の 2 地先から 同 区同 町 2,304 番の 1 地先まで	4.50 ないし 4.52	6.80
平潟 第 395 号線	金沢区瀬戸 4,469 番の 7 地内から 同 区同 4,502 番の 48 地先まで	13.00	134.03
平潟 第 396 号線	金沢区瀬戸 4,446 番の 1 地内から 同 区同 4,448 番の 3 地内まで	10.50	35.43
平潟 第 397 号線	金沢区瀬戸 4,445 番の 4 地内から 同 区同 4,456 番の 2 地内まで	6.90 ないし 11.00	59.31
汲沢 第 559 号線	戸塚区戸塚町 3,330 番の 1 地内から 同 区同 町 3,340 番の 1 地内まで	8.00 ないし 17.50	130.30
戸塚 第 541 号線	戸塚区戸塚町 216 番の 1 地内	6.00	104.36
戸塚 第 542 号線	戸塚区上倉田町 259 番の 10 地内	7.00	274.30

横 浜 市 告 示 第 451 号

市 道 区 域 の 供 用 の 開 始

道 路 法 (昭 和 27 年 法 律 第 180 号) 第 18 条 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の よう に 道 路 の 区 域 の 供 用 を 開 始 す る 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 道 路 局 道 路 部 路 政 課 に お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

平 成 22 年 10 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

1 道 路 区 域 の 供 用 開 始 の 期 日

平 成 22 年 10 月 6 日

2 路 線 名 及 び 道 路 の 区 域

路 線 名	区 間	幅 員	延 長
瀬 谷 第 1 号 線	瀬 谷 区 中 央 6 番 の 21 地 先 から 同 区 同 3 番 の 6 地 先 ま で	15.00 な い し 40.00 m	156.72 m

横 浜 市 告 示 第 452 号

市 道 区 域 の 供 用 の 廃 止

道 路 法 (昭 和 27 年 法 律 第 180 号) 第 18 条 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の よう に 道 路 の 区 域 の 供 用 を 廃 止 す る 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 道 路 局 道 路 部 路 政 課 に お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

平 成 22 年 10 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

1 道 路 区 域 の 供 用 廃 止 の 期 日

平 成 22 年 10 月 5 日

2 路 線 名 及 び 道 路 の 区 域

路 線 名	区 間	幅 員	延 長
瀬 谷 第 1 号 線	瀬 谷 区 中 央 6 番 の 21 地 先 から 同 区 同 3 番 の 6 地 先 ま で	15.00 な い し 40.00 m	156.72 m

横 浜 市 告 示 第 453 号

国 道 区 域 の 変 更 及 び 供 用 の 開 始

道 路 法 (昭 和 27 年 法 律 第 180 号) 第 18 条 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の よ う に 道 路 の 区 域 を 変 更 し 、 及 び そ の 供 用 を 開 始 す る 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 道 路 局 道 路 部 路 政 課 に お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

平 成 22 年 10 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

1 道 路 区 域 の 変 更 及 び 供 用 開 始 の 期 日

平 成 22 年 10 月 5 日

2 路 線 名 及 び 道 路 の 区 域

路 線 名	旧・新の別	区 間	幅 員	延 長
1 号	旧	戸 塚 区 平 戸 二 丁 目 1,562 番 の 1 地 先 から 同 区 平 戸 一 丁 目 1,364 番 の 1 地 先 まで	15.80 ^m ないし 16.40	166.94 ^m
	新	同	18.30 ないし 19.30	同

横浜市告示第 454 号

県道区域の変更及び供用の開始

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、及びその供用を開始する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において一般の縦覧に供する。

平成 22 年 10 月 5 日

横浜市長 林 文 子

1 道路区域の変更及び供用開始の期日

平成 22 年 10 月 5 日

2 路線名及び道路の区域

路線名	旧・新の別	区 間	幅員	延長
横浜厚木	旧	旭区鶴ヶ峰本町一丁目 1,162 番の 12 地先から 同区四季美台 1 番の 8 地先まで	9.80 ないし 14.50 ^m	241.08 ^m
	新	同	18.00	同
横浜上麻生	旧	都筑区佐江戸町 2,091 番の 4 地先から 同 区同 町 1,349 番の 2 地先まで	6.00 ないし 15.00	86.76
	新	同	12.00 ないし 19.00	同
丸子中山茅ヶ崎	旧	都筑区佐江戸町 2,167 番の 1 地先から 同 区同 町 2,125 番の 1 地先まで	10.00 ないし 15.00	97.99
	新	同	15.00 ないし 23.25	同
丸子中山茅ヶ崎	旧	都筑区佐江戸町 2,083 番の 1 地先から 同 区同 町 1,347 番の 1 地先まで	5.60	18.24
	新	同	7.00	同

横浜生田	旧	都筑区大榎町 395 番の 3 地先から 同 区同 町 416 番の 1 地先まで	7.57 ないし 12.63	41.76
	新	同	9.05 ないし 14.00	同
川崎町田	旧	都筑区佐江戸町 2,091 番の 4 地先から 同 区同 町 1,349 番の 2 地先まで	6.00 ないし 15.00	86.76
	新	同	12.00 ないし 19.00	同
阿久和鎌倉	旧	戸塚区原宿三丁目 238 番の 1 地先	20.02 ないし 20.79	20.64
	新	同	23.27 ないし 44.94	同
横浜鎌倉	旧	栄区鍛冶ケ谷二丁目 919 番の 4 地先から 同区鍛冶ケ谷一丁目71番の15地先まで	12.40 ないし 30.40	793.24
	新	同	22.00 ないし 37.50	同

横浜市告示第 455 号

市道区域の変更及び供用の開始

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、及びその供用を開始する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において一般の縦覧に供する。

平成 22 年 10 月 5 日

横浜市長 林 文 子

1 道路区域の変更及び供用開始の期日

平成 22 年 10 月 5 日

2 路線名及び道路の区域

路線名	旧・新の別	区 間	幅員	延長
末吉橋 第24号線	旧	鶴見区駒岡四丁目 2,386 番地先から 同 区上末吉五丁目 3 番の12地先まで	1.90 ないし 2.10	26.91
	新	同	3.00 ないし 3.80	同
矢向 第10号線	旧	鶴見区矢向五丁目 682 番の 3 地先から 同 区同 806 番の 1 地先まで	3.20 ないし 3.50	34.00
	新	同	8.20 ないし 9.40	同
師岡 第98号線	旧	鶴見区駒岡一丁目 215 番の 8 地先から 同 区同 275 番の 8 地先まで	4.10 ないし 4.22	42.25
	新	同	4.50	同
師岡 第 259 号線	旧	鶴見区北寺尾七丁目 666 番の 56 地先から 同 区獅子ヶ谷三丁目 141 番の 2 地先まで	3.74 ないし 3.80	60.94
	新	同	5.50 ないし 5.52	同

市場 第15号線	旧	鶴見区尻手二丁目 312 番の 3 地先から 同 区同 365 番地先まで	6.85 ないし 6.90	78.34
	新	同	7.00 ないし 9.00	同
市場 第16号線	旧	鶴見区尻手二丁目 331 番の 2 地先から 同 区同 317 番の 5 地先まで	7.50 ないし 7.55	172.01
	新	同	7.60 ないし 9.60	同
生麦 第 194 号線	旧	鶴見区岸谷一丁目 2,026 番の10地先から 同 区同 199 番の 1 地先まで	5.00 ないし 30.40	128.49
	新	同	5.63 ないし 19.30	同
東本郷 第 454 号線	旧	神奈川区菅田町 2,878 番の 1 地先から 同 区同 町 2,896 番の 1 地先まで	8.50 ないし 8.87	43.10
	新	同	14.40 ないし 15.50	同
菅田 第 108 号線	旧	神奈川区菅田町 2,300 番の 2 地先から 同 区同 町同 番の 8 地先まで	6.05 ないし 6.08	61.21
	新	同	7.95 ないし 8.15	同
片倉 第 165 号線	旧	神奈川区三枚町 180 番の11地先から 同 区同 町 181 番の 2 地先まで	2.95 ないし 3.03	46.31
	新	同	3.73 ないし 4.55	同
六角橋 第 214 号線	旧	神奈川区二本榎 14 番の21地先から 同 区同 26 番の12地先まで	1.79 ないし 2.00	36.16
	新	同	3.50 ないし 4.80	同

高島台 第 241 号線	旧	西区高島一丁目 1 番の 23 地先	30.00	29.03
	新	同	同	同
高島台 第 242 号線	旧	西区みなとみらい五丁目 1 番の 17 地先から 同区みなとみらい六丁目 1 番の 1 地先まで	30.00	22.00
	新	同	同	同
西戸部 第 485 号線	旧	西区東ヶ丘 59 番の 1 地先から 同区同 16 番の 5 地先まで	2.70 ないし 2.90	47.79
	新	同	3.30 ないし 3.90	同
伊勢佐木町 第 28 号線	旧	西区東ヶ丘 67 番地先から 同区同 59 番の 1 地先まで	3.60	7.05
	新	同	4.00 ないし 4.30	同
伊勢佐木町 第 125 号線	旧	西区東ヶ丘 66 番の 5 地先から 同区同 59 番の 1 地先まで	0.90 ないし 4.30	125.39
	新	同	5.43 ないし 6.80	115.57
狩場町 第 300 号線	旧	南区永田北二丁目 1,007 番の 2 地先から 同区同 1,011 番の 58 地先まで	2.00 ないし 3.30	23.34
	新	同	3.35 ないし 3.90	同
保土ヶ谷 第 307 号線	旧	南区南太田四丁目 438 番の 38 地先から 同区同 439 番の 1 地先まで	8.60 ないし 8.90	29.32
	新	同	5.40 ないし 6.90	同

東永谷 第 618 号線	旧	港南区大久保二丁目 450 番の14地先から 同 区同 459 番の22地先まで	1.80 ないし 2.60	46.45
	新	同	3.15 ないし 4.50	同
下野庭 第 140 号線	旧	港南区港南二丁目 1,560 番の 3 地先から 同 区同 1,904 番の 5 地先まで	3.20	35.90
	新	同	3.25 ないし 3.95	同
上星川 第 104 号線	旧	保土ヶ谷区釜台町69番の37地先から 同 区同 町 150 番の23地先まで	2.00 ないし 2.10	15.42
	新	同	4.50 ないし 4.51	同
三ツ沢 第 101 号線	旧	保土ヶ谷区鎌谷町 287 番の 6 地先から 同 区同 町 299 番の 7 地先まで	1.82 ないし 1.83	46.55
	新	同	2.80 ないし 3.60	同
三ツ沢 第 104 号線	旧	保土ヶ谷区鎌谷町 278 番の 1 地先から 同 区同 町 285 番の 3 地先まで	2.85 ないし 2.86	22.52
	新	同	3.20 ないし 3.45	同
三ツ沢 第 104 号線	旧	保土ヶ谷区鎌谷町 278 番の 1 地先から 同 区同 町 299 番の 1 地先まで	2.70 ないし 2.80	76.45
	新	同	6.00 ないし 6.15	同
三ツ沢 第 104 号線	旧	保土ヶ谷区鎌谷町 166 番の 7 地先から 同 区同 町 304 番の 5 地先まで	2.75	9.12
	新	同	4.70	同

川井 第 176 号線	旧	旭区川井本町 135 番の 6 地先から 同区同 町 136 番の 52 地先まで	2.67 ないし 4.00	39.13
	新	同	3.60 ないし 4.25	同
今宿 第 273 号線	旧	旭区四季美台 26 番の 10 地先から 同区同 1 番の 6 地内まで	4.50 ないし 8.06	48.48
	新	同	8.50 ないし 11.50	同
今宿 第 395 号線	旧	旭区鶴ヶ峰本町一丁目 1,180 番の 10 地先から 同区同 1,163 番の 9 地先まで	2.76	40.67
	新	同	10.30 ないし 13.30	同
東希望が丘 第 572 号線	旧	旭区中希望が丘 124 番の 1 地先から 同区同 134 番の 1 地先まで	3.50 ないし 4.00	109.20
	新	同	14.90 ないし 14.95	同
四季美台 第 94 号線	旧	旭区鶴ヶ峰一丁目 90 番の 1 地先から 同区同 86 番の 5 地先まで	3.90 ないし 5.50	22.08
	新	同	5.50 ないし 5.51	同
四季美台 第 198 号線	旧	旭区本村町 15 番の 7 地先から 同区同 町同番の 18 地先まで	7.95	4.74
	新	同	同	同
四季美台 第 296 号線	旧	旭区本宿町 118 番の 5 地先から 同区二俣川 2 丁目 11 番の 9 地先まで	1.85 ないし 2.05	75.58
	新	同	3.17 ないし 3.35	同

四季美台 第 379 号線	旧	旭区二俣川 2 丁目 41 番の 10 地先から 同区同 46 番の 11 地先まで	2.20 ないし 3.20	1.67
	新	同	3.15 ないし 3.20	同
四季美台 第 457 号線	旧	旭区本宿町 119 番の 8 地先から 同区同 町 118 番の 5 地先まで	5.95 ないし 5.96	5.55
	新	同	6.00 ないし 6.20	同
大池 第 88 号線	旧	旭区南本宿町 111 番の 11 地先から 同区同 町 109 番の 1 地先まで	1.89 ないし 2.14	144.40
	新	同	3.20 ないし 3.32	同
今井 第 73 号線	旧	旭区左近山 448 番の 3 地先から 同区市沢町 991 番の 16 地先まで	10.23 ないし 10.25	42.59
	新	同	11.00 ないし 11.01	同
保土ヶ谷二俣 川線	旧	旭区本村町 116 番の 86 地先から 同区同 町 30 番の 5 地先まで	5.90 ないし 6.00	50.06
	新	同	6.80 ないし 7.30	同
磯子 第 1 号線	旧	磯子区岡村二丁目 487 番の 5 地先から 同 区同 495 番の 1 地先まで	2.40 ないし 3.40	96.00
	新	同	同	同
磯子 第 134 号線	旧	磯子区磯子八丁目 434 番の 1 地先から 同 区同 439 番の 1 地先まで	1.90 ないし 4.50	17.50
	新	同	2.95 ないし 3.00	同

洋光台 第 381 号線	旧	磯子区氷取沢町85番の2地先から 同 区同 町19番の6地先まで	2.00 ないし 3.25	205.16
	新	同	6.50 ないし 10.20	同
釜利谷 第59号線	旧	金沢区釜利谷西四丁目 2,153 番の 204 地先か ら 同 区同 同 番の 382 地先ま で	6.50	5.01
	新	同	同	同
平潟 第 283 号線	旧	金沢区野島町 1 番の99地先から 同 区乙舳町12番地先まで	3.40 ないし 6.50	124.22
	新	同	8.00 ないし 8.20	同
六浦平潟線	旧	金沢区野島町23番地先から 同 区乙舳町12番地先まで	15.00 ないし 22.00	355.49
	新	同	20.00 ないし 33.50	同
高田 第 486 号線	旧	港北区新吉田東五丁目 1,933 番の13地先から 同 区同 1,526 番の27地先まで	5.00	9.34
	新	同	5.99	同
高田 第 487 号線	旧	港北区新吉田東五丁目 2,094 番地先から 同 区同 1,931 番の 1 地先まで	5.00	6.36
	新	同	6.00 ないし 6.01	同
大倉山 第 242 号線	旧	港北区大倉山一丁目 156 番の 1 地先から 同 区同 152 番の 4 地先まで	2.03 ないし 2.39	144.22
	新	同	6.75 ないし 7.10	同

師岡 第 168 号線	旧	港北区菊名五丁目 173 番の 1 地先から 鶴見区上の宮二丁目 362 番の 13 地先まで	3.80 ないし 3.82	28.63
	新	同	4.50	同
菊名 第 146 号線	旧	港北区篠原町 1,268 番の 4 地先から 同 区同 町同 番の 1 地先まで	7.72 ないし 7.74	38.49
	新	同	同	同
菊名 第 331 号線	旧	港北区岸根町 377 番地先から 同 区同 町 373 番の 1 地先まで	2.70 ないし 3.20	61.43
	新	同	5.50	同
菊名 第 356 号線	旧	港北区篠原町 1,494 番の 1 地先から 同 区同 町 1,288 番の 1 地先まで	2.97 ないし 3.04	64.34
	新	同	4.00 ないし 4.05	同
菊名 第 357 号線	旧	港北区篠原町 1,289 番の 1 地先	6.50 ないし 6.55	5.01
	新	同	同	同
菊名 第 498 号線	旧	港北区菊名三丁目 296 番の 1 地先から 同 区菊名四丁目 310 番の 3 地先まで	4.40 ないし 8.00	30.72
	新	同	6.00 ないし 7.60	同
北寺尾 第 167 号線	旧	港北区菊名三丁目 291 番の 4 地先から 同 区同 292 番の 6 地先まで	2.80 ないし 4.70	83.24
	新	同	5.50 ないし 5.60	同

北寺尾 第 167 号線	旧	港北区菊名三丁目 286 番の 2 地先から 同 区同 292 番の 3 地先まで	2.74 ないし 2.80	8.60
	新	同	4.50	同
篠原 第 329 号線	旧	港北区篠原台町14番の 5 地先から 同 区同 町同番の 34地先まで	3.65 ないし 3.68	50.52
	新	同	4.50	同
篠原 第 415 号線	旧	港北区篠原台町14番の 48地先から 同 区同 町同番の 36地先まで	3.60	28.69
	新	同	4.50	同
北八朔北部 第 184 号線	旧	緑区北八朔町 1,380 番の 1 地先から 同区同 町 1,372 番の 6 地先まで	11.60 ないし 12.91	41.79
	新	同	12.70 ないし 14.52	同
北八朔南部 第 49 号線	旧	緑区北八朔町 1,361 番の 2 地先から 同区同 町 1,368 番の 1 地先まで	2.60 ないし 6.50	83.00
	新	同	4.00 ないし 7.35	同
北八朔南部 第 58 号線	旧	緑区北八朔町 1,386 番の 1 地先から 同区同 町 1,368 番の 1 地先まで	1.70 ないし 1.88	38.91
	新	同	3.69 ないし 3.80	同
鴨居 第 211 号線	旧	緑区白山三丁目 1,141 番の 4 地先から 同区同 1,138 番の 57地先まで	2.65 ないし 2.70	7.64
	新	同	3.80	同

東本郷 第26号線	旧	緑区東本郷四丁目 507 番の 3 地先から 同区同 656 番地先まで	3.10 ないし 3.30	35.17
	新	同	3.80 ないし 4.00	同
美しが丘西 第1号線	旧	青葉区美しが丘西二丁目31番の2地先	1.36	5.96
	新	同	同	同
美しが丘西 第2号線	旧	青葉区美しが丘西一丁目12番の56地先から 同区同 同番の57地先まで	2.25 ないし 2.26	14.65
	新	同	2.60 ないし 2.65	同
美しが丘西 第2号線	旧	青葉区美しが丘西一丁目12番の59地先から 同区同 同番の40地先まで	2.25 ないし 2.26	23.13
	新	同	2.60 ないし 2.65	同
美しが丘西 第2号線	旧	青葉区美しが丘西一丁目12番の66地先から 同区同 同番の43地先まで	2.24 ないし 2.25	24.46
	新	同	2.59 ないし 2.64	同
黒須田 第144号線	旧	青葉区荏子田三丁目5番の57地先から 同区元石川町 4,331 番地先まで	1.95 ないし 1.97	21.65
	新	同	3.22 ないし 3.24	同
鴨志田 第27号線	旧	青葉区鉄町 1,686 番の 3 地先から 同区同町 1,675 番の 1 地先まで	1.00 ないし 2.49	26.66
	新	同	3.24 ないし 3.27	同

中川 第 255 号線	旧	都筑区勝田町 1,280 番の 6 地先から 同 区同 町 1,369 番の 3 地先まで	5.00	87.25
	新	同	5.50 ないし 5.52	同
大棚 第 40 号線	旧	都筑区牛久保東三丁目 98 番の 1 地先から 同 区大棚町 395 番の 3 地先まで	1.81 ないし 2.29	181.86
	新	同	3.18 ないし 3.20	同
茅ヶ崎 第 334 号線	旧	都筑区東方町 1,224 番の口地先から 同 区同 町 1,203 番の 1 地先まで	3.00 ないし 3.10	191.37
	新	同	4.50 ないし 4.52	同
川和 第 170 号線	旧	都筑区佐江戸町 2,133 番の 1 地先から 同 区池辺町 7,000 番地先まで	10.00 ないし 11.00	57.44
	新	同	11.00 ないし 17.53	同
川和 第 363 号線	旧	都筑区池辺町 4,530 番地先から 同 区同 町 3,905 番の 1 地先まで	19.40 ないし 21.80	248.46
	新	同	22.10 ないし 23.90	同
環状 4 号線	旧	戸塚区原宿三丁目 238 番の 1 地先	20.02 ないし 20.79	20.64
	新	同	23.27 ないし 44.94	同
上矢部 第 476 号線	旧	戸塚区上矢部町 1,936 番の 1 地先から 同 区同 町 1,937 番の 4 地先まで	1.80 ないし 1.85	34.93
	新	同	4.50 ないし 5.20	同

上矢部 第 519 号線	旧	戸塚区秋葉町 331 番地先から 同 区同 町 334 番の 1 地先まで	1.90 ないし 2.00	60.32
	新	同	5.50 ないし 5.51	同
六ツ川 第 161 号線	旧	戸塚区平戸一丁目 1,413 番の 1 地先から 同 区同 1,416 番の 31 地先まで	4.10 ないし 4.60	84.05
	新	同	6.00 ないし 6.30	同
矢部 第 111 号線	旧	戸塚区上矢部町 2,941 番の 1 地先から 同 区同 町 2,950 番地先まで	1.80	35.79
	新	同	3.16 ないし 3.22	同
汲沢 第 193 号線	旧	戸塚区汲沢六丁目 1,908 番の 4 地先から 同 区同 1,879 番の 19 地先まで	4.12 ないし 4.50	45.97
	新	同	4.50	同
汲沢 第 421 号線	旧	戸塚区戸塚町 3,185 番の 19 地先から 同 区同 町 3,308 番の 1 地先まで	1.20	18.35
	新	同	4.10 ないし 4.30	同
俣野 第 169 号線	旧	戸塚区深谷町 1,255 番の 2 地先から 同 区同 町 1,220 番の 1 地先まで	3.65 ないし 4.00	10.23
	新	同	5.50	同
東俣野 第 105 号線	旧	戸塚区東俣野町 1,078 番の 11 地先から 同 区同 町 1,073 番の 1 地先まで	2.92 ないし 3.00	24.04
	新	同	4.50 ないし 5.60	同

上永谷 第 381 号線	旧	栄区小菅ケ谷三丁目 716 番の 2 地先から 同区同 2,758 番の 1 地先まで	7.70 ないし 8.50	14.03
	新	同	8.50	同
上永谷 第 381 号線	旧	栄区小菅ケ谷三丁目 716 番の 5 地先から 同区同 2,748 番の 1 地先まで	8.30 ないし 8.50	14.21
	新	同	8.50	同
小菅ケ谷 第 168 号線	旧	栄区鍛冶ケ谷町 504 番の 1 地先から 港南区日野南七丁目 6,201 番の 1 地先まで	9.50	15.03
	新	同	10.00	同
小菅ケ谷 第 171 号線	旧	栄区鍛冶ケ谷町 452 番の 74 地先から 同区同 町 515 番の 1 地先まで	4.60 ないし 4.70	12.21
	新	同	4.60 ないし 5.20	同
小菅ケ谷 第 171 号線	旧	栄区鍛冶ケ谷町 504 番の 1 地先	4.70	3.00
	新	同	同	同
小菅ケ谷 第 471 号線	旧	栄区鍛冶ケ谷二丁目 669 番の 1 地先から 同区同 143 番の 5 地先まで	6.70 ないし 6.80	13.29
	新	同	11.40 ないし 11.60	同
上飯田 第 354 号線	旧	泉区中田北二丁目 2,029 番の 2 地先から 同区中田北三丁目 3,179 番の 1 地先まで	5.40 ないし 5.50	14.47
	新	同	7.20 ないし 7.25	同

岡津 第58号線	旧	泉区新橋町 618 番の 5 地先から 同区同 町 611 番の 1 地先まで	3.60 ないし 6.70	40.79
	新	同	6.60 ないし 6.70	同
和泉町 第33号線	旧	泉区和泉町 2,073 番地先から 同区同 町 2,781 番の 4 地先まで	3.50 ないし 4.20	31.24
	新	同	4.40 ないし 4.50	同
和泉町 第 387 号線	旧	泉区和泉町 3,170 番の 1 地先から 同区同 町 3,180 番地先まで	1.80 ないし 2.00	115.74
	新	同	4.00	同
和泉町 第 388 号線	旧	泉区和泉町 3,175 番の 3 地先から 同区同 町 3,180 番地先まで	1.80 ないし 1.90	20.63
	新	同	4.10	同
和泉町 第 389 号線	旧	泉区和泉町 3,173 番の 1 地先から 同区同 町 3,164 番地先まで	1.80 ないし 2.00	88.13
	新	同	4.00	同
和泉町 第 466 号線	旧	泉区和泉町 3,176 番地先から 同区同 町 3,175 番の 3 地先まで	1.90 ないし 2.00	19.10
	新	同	4.00	同
下飯田 第12号線	旧	泉区和泉町 3,165 番の 8 地先から 同区同 町 3,163 番の 2 地先まで	1.90	21.10
	新	同	3.00 ないし 3.21	同

瀬谷 第 6 号線	旧	瀬谷区中央 1 番の 4 地先から 同 区相沢一丁目 1 番の 1 地先まで	5.80	10.68
	新	同	6.10 ないし 6.30	同
下瀬谷 第 135 号線	旧	瀬谷区宮沢三丁目 31 番の 2 地先から 同 区同 33 番の 27 地先まで	3.95 ないし 4.05	22.02
	新	同	4.50	同

横浜市告示第 456 号

県道区域の変更

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において一般の縦覧に供する。

平成 22 年 10 月 5 日

横浜市長 林 文子

1 道路区域の変更の期日

平成 22 年 10 月 5 日

2 路線名及び道路の区域

路線名	旧・新の別	区 間	幅員	延長
東京丸子横浜	旧	港北区大倉山一丁目 23 番の 1 地先から 同 区同 18 番の 8 地先まで	12.00 m	43.02 m
	新	同	18.00	同
横浜生田	旧	港北区新羽町 1,094 番の 4 地先から 同 区同 町 1,093 番の 2 地先まで	7.40	44.00
	新	同	7.40 ないし 19.00	同
阿久和鎌倉	旧	泉区和泉町 2,811 番の 7 地先から 同区中田西三丁目 800 番の 4 地先まで	8.10 ないし 8.90	361.35
	新	同	8.60 ないし 15.80	同
瀬谷柏尾	旧	泉区新橋町 683 番の 1 地内から 同区同 町 120 番の 4 地内まで	8.00 ないし 11.00	188.19
	新	同	11.00 ないし 12.30	同

横浜市告示第 457 号

市道区域の変更

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において一般の縦覧に供する。

平成 22 年 10 月 5 日

横浜市長 林 文子

1 道路区域の変更の期日

平成 22 年 10 月 5 日

2 路線名及び道路の区域

路線名	旧・新の別	区 間	幅員	延長
東寺尾 第 230 号線	旧	鶴見区豊岡町 751 番の 2 地先から 同 区同 町 226 番の 1 地先まで	11.00 m	15.76 m
	新	同	35.50 ないし 35.90	同
浦島 第 118 号線	旧	神奈川区浦島町 363 番の 4 地先から 同 区新浦島町 1 丁目 1 番の 25 地先まで	5.14 ないし 5.91	59.52
	新	同	13.80 ないし 19.66	同
川井 第 176 号線	旧	旭区川井本町 135 番の 1 地先から 同区同 町 136 番の 49 地先まで	5.05 ないし 7.00	21.92
	新	同	5.00 ないし 5.05	同
釜利谷 第 38 号線	旧	金沢区釜利谷西一丁目 3,477 番の 4 地先から 同 区釜利谷東五丁目 3,615 番の 2 地内まで	10.10 ないし 13.20	57.13
	新	同	11.00 ないし 16.09	同

釜利谷 第 120 号線	旧	金沢区釜利谷東六丁目 3,589 番の 1 地先から 同 区釜利谷東五丁目 3,613 番の 1 地内まで	9.00	13.33
	新	同	15.25	同
谷津 第 410 号線	旧	金沢区瀬戸 4,502 番の 48 地先から 同 区同 4,507 番の 1 地先まで	10.80 ないし 11.00	102.09
	新	同	同	同
平潟 第 98 号線	旧	金沢区瀬戸 4,513 番の 3 地内から 同 区同 4,464 番地内まで	15.00 ないし 35.00	100.00
	新	同	41.00 ないし 71.00	同
川和 第 295 号線	旧	都筑区佐江戸町 1,705 番の 1 地先から 同 区同 町 1,378 番の 6 地先まで	6.90	17.98
	新	同	8.50	同
川和 第 344 号線	旧	都筑区佐江戸町 193 番の 1 地内から 同 区同 町 215 番地先まで	3.60	122.61
	新	同	4.50 ないし 6.00	同
戸塚 第 332 号線	旧	戸塚区戸塚町 3,154 番の 1 地先から 同 区同 町 3,352 番の 2 地先まで	1.80 ないし 2.00	33.70
	新	同	13.00	同
戸塚 第 420 号線	旧	戸塚区戸塚町 3,154 番の 2 地先から 同 区同 町 3,352 番の 11 地先まで	1.80 ないし 2.10	27.80
	新	同	13.00	同

宮沢 第 133 号線	旧	泉区和泉町 7,859 番の 2 地内から 瀬谷区阿久和南四丁目 19 番の 24 地内まで	7.00 ないし 9.00	135.20
	新	同	9.40 ないし 12.00	同
宮沢 第 306 号線	旧	泉区新橋町 863 番の 2 地内から 同区同 町 1,037 番の 5 地先まで	5.50 ないし 9.60	684.00
	新	同	9.50 ないし 13.00	同
新橋 第 299 号線	旧	泉区新橋町 923 番の 3 地内から 同区同 町 935 番の 5 地先まで	7.00	6.00
	新	同	同	同
和泉町 第 449 号線	旧	泉区和泉町 2,795 番の 16 地先から 同区同 町同 番の 4 地内まで	5.50	27.82
	新	同	8.40 ないし 10.00	同
中田 第 240 号線	旧	泉区中田西一丁目 806 番の 6 地先から 同区中田西三丁目 804 番の 2 地内まで	2.80 ないし 3.30	28.60
	新	同	7.00 ないし 8.30	同
宮沢 第 302 号線	旧	瀬谷区阿久和南三丁目 40 番の 4 地内から 同 区同 39 番の 6 地内まで	6.00	4.80
	新	同	同	同

横 浜 市 告 示 第 458 号

歩 行 者 専 用 道 路 の 指 定

道 路 法 (昭 和 27 年 法 律 第 180 号) 第 48 条 の 13 第 3 項 の 規 定 に 基 づ
き、次 の 道 路 を 歩 行 者 専 用 道 路 に 指 定 す る。

平 成 22 年 10 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

1 指 定 の 期 日

平 成 22 年 10 月 6 日

2 路 線 名 等

路 線 名
瀬 谷 第 1 号 線

公 告

横浜市公告第 645 号（平成 22 年 9 月 27 日 掲 示 済）

廃物の認定

横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例（平成 3 年 9 月横浜市条例第 31 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、次の放置自動車は、この公告を行った日から起算して 10 日を経過したときは、廃物として認定する。

平成 22 年 9 月 27 日

横浜市長 林 文 子

放置場所	車 名
鶴見区本町通	ダイハツムーブ
中区かもめ町	ダイハツハイゼット
同	トヨタクラウン
中区寿町	三菱ミニカ
港南区日野中央一丁目	スズキエブリ
旭区矢指町	エムジー
磯子区新杉田町	ホンダステップワゴン
金沢区福浦一丁目	ホンダアコードワゴン
港北区小机町	トヨタセプター
港北区綱島西六丁目	トヨタ Ipsum
港北区鳥山町	ダイハツミラ
港北区日吉本町五丁目	ホンダ V F R 400 R ブロアム
緑区いぶき野	トヨタタウンエース
同	三菱パジェロ
緑区北八朔町	ダイハツアトレー
緑区竹山一丁目	チェロキー
青葉区下谷本町	日産ステージア
戸塚区南舞岡三丁目	ダイハツオプティ
泉区新橋町	ダイハツミラ
泉区中田町	メルセデスベンツ
瀬谷区北町	ホンダストリート

横浜市公告第 646 号

特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成 22 年 10 月 5 日

横浜市長 林 文 子

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所所在地	定款に記載された目的
平成 22 年 9 月 22 日	特定非営利活動法人こどもネットミュージアム	鈴木 晶	神奈川県鶴屋町 2 丁目 21 番地の 8	子どもたちや一般市民に対して、子どもたちにとって安全な情報化社会を構築するための調査研究及び未来の情報化社会をテーマにしたコンテスト開催を行うことと、子どもたちに安心・安全な情報化社会の実現と子どもたちの健全育成に寄与すること。

横浜市公告第 647 号

特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の定
款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 4 項の規定に基づき、次の特定非営利活動法人から定款の変更の認証の申請があった。

平成 22 年 10 月 5 日

横浜市長 林 文 子

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所 の所在地	定款に記載された目的
平成 22 年 9 月 22 日	特定非営利活動法人技術協力ネット	鈴木 隆	港南区日野南六丁目 7 番 9 号	国内及び海外企業、団体等に対して、中高年技術者等の高度な技術、技能と豊富な経験を活かして、企業等のかかえる問題の解決、製品開発、生産技術向上などの技術協力に関する事業を行い、経済活動の活性化を図る活動と国際協力の活動に寄与すること。

横 浜 市 公 告 第 648 号

公 園 の 区 域 の 変 更

横 浜 市 公 園 条 例 (昭 和 33 年 3 月 横 浜 市 条 例 第 11 号) 第 3 条 第 1 項
の 規 定 に 基 づ き 、 次 の と お り 公 園 の 区 域 を 変 更 す る 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 環 境 創 造 局 施 設 管 理 部 公 園 緑 地 管 理 課 に
お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

平 成 22 年 10 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

公 園 の 名 称	位 置	変 更 に 係 る 区 域	面 積		変 更 年 月 日
			新	旧	
本 牧 山 頂 公 園	中 区 和 田 山 1 番	別 図 の と お り	194,802 m ²	168,900 m ²	平 成 22 年 10 月 5 日

別 図 (省 略)

横浜市公告第 649 号

公園の一時利用停止

横浜市公園条例（昭和 33 年 3 月横浜市条例第 11 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり公園の利用を一時停止する。

その関係図面は、横浜市環境創造局施設管理部公園緑地管理課において一般の縦覧に供する。

平成 22 年 10 月 5 日

横浜市長 林 文 子

公園の名称	位 置	一時利用停止の区域及び面積	一時利用停止の態様	一時利用停止期間
上菅田第三公園	保土ヶ谷区 上菅田町 87 6 番の 42	別図のとおり 1,158 m ²	立入禁止	平成 22 年 10 月 20 日から平成 23 年 1 月 31 日 まで
瀬戸ヶ谷町公園	保土ヶ谷区 瀬戸ヶ谷町 207 番の 14	別図のとおり 2,731 m ²	立入禁止	平成 22 年 10 月 20 日から平成 23 年 2 月 28 日 まで
藤が丘第七公園	青葉区藤が 丘一丁目 4 番の 36	別図のとおり 191 m ²	立入禁止	平成 22 年 10 月 12 日から平成 23 年 2 月 28 日 まで
南山田ぼう けん公園	都筑区南山 田二丁目 33 番	別図のとおり 2,893 m ²	立入禁止	平成 22 年 10 月 5 日から平成 23 年 1 月 29 日 まで
鍛冶ヶ谷中 居公園	栄区鍛冶ヶ 谷二丁目 5 番	別図のとおり 1,384 m ²	立入禁止	平成 22 年 11 月 1 日から平成 23 年 2 月 25 日 まで

別図（省略）

横浜市公告第 650 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から 4 箇月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 箇月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

平成 22 年 10 月 5 日

横浜市長 林 文 子

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

第一権田ビル 第二権田ビル
西区南幸二丁目 16 番 1 号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

権田金属工業株式会社
代表取締役 権 田 源 太 郎
相模原市宮下 1 丁目 1 番 16 号

(3) 変更しようとする事項

変更しようとする事項		変更前	変更後
駐輪場の位置及び収容台数	駐輪場 1	50 台	36 台
	駐輪場 2	50 台	21 台
	駐輪場 3	—	46 台（新設）
	合計	100 台 位置は届出書添付 図面記載のとおり	103 台 位置は届出書添付 図面記載のとおり

（添付図面省略）

(4) 変更する年月日

平成 22 年 9 月 10 日

(5) 変更する理由

施設計画変更のため

2 届出年月日

平成 22 年 9 月 6 日

3 縦覧場所

中区港町 1 丁目 1 番地

横浜市経済観光局成長戦略推進部産業立地調整課

横浜市公告第 651 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4箇月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

平成22年10月5日

横浜市長 林 文子

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ノジマ日野店

港南区日野八丁目 1,147 番

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

黒崎 弘 康

港北区綱島西二丁目 23 番 17 号

(3) 変更する事項

変更する事項		変更前	変更後
店舗面積		3,725 m ²	2,972 m ²
駐車場の 自動車の 出入口の 数及び位 置	出入口の 数	入口 2 箇所 出口 2 箇所	入口 3 箇所 出口 3 箇所
	位置	届出書添付図面記載 のとおり	届出書添付図面記載 のとおり

（添付図面省略）

(4) 変更の年月日

平成22年9月15日

(5) 変更に係る事項以外の届出事項

届出事項	届出内容
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社ノジマ 代表執行役 野島 廣 司 相模原市中央区横山1丁目1番1号

駐車場の位置及び収容台数	位置 届出書添付図面記載のとおり 収容台数 106 台
駐輪場の位置及び収容台数	位置 届出書添付図面記載のとおり 収容台数 15 台
荷さばき施設の位置及び面積	位置 届出書添付図面記載のとおり 面積 121.5 m ²
廃棄物等の保管施設の位置及び容量	位置 届出書添付図面記載のとおり 容量 23.0 m ³
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前 10 時 閉店時刻 午後 10 時
来客が駐車場を利用できる時間帯	午前 9 時 30 分から午後 10 時 30 分まで
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前 8 時から午後 8 時まで

(添付図面省略)

2 届出年月日

平成 22 年 9 月 10 日

3 縦覧場所

中区港町 1 丁目 1 番地

横浜市経済観光局成長戦略推進部産業立地調整課

横浜市公告第 652 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から 4 箇月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 箇月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

平成 22 年 10 月 5 日

横浜市長 林 文 子

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ルララこうほく

都筑区中川中央二丁目 2 番 1 号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

日本土地建物株式会社

代表取締役 吉 田 卓 郎

東京都千代田区霞が関 1 丁目 4 番 1 号

(3) 変更した事項

変更した事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	日本土地建物株式会社 代表取締役 中 島 久 彰 東京都千代田区霞が関 1 丁目 4 番 1 号	日本土地建物株式会社 代表取締役 吉 田 卓 郎 東京都千代田区霞が関 1 丁目 4 番 1 号
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社ゴルフ・ドゥ 代表取締役社長 伊 藤 龍 也 さいたま市中央区上落合 2 丁目 3 番 1 号 ほか	未定 ほか

- (4) 変更の年月日
平成 22 年 1 月 28 日 ほか
 - (5) 変更した理由
設置者代表者の変更及び小売業者の出退店のため
- 2 届出年月日
平成 22 年 9 月 13 日
- 3 縦覧場所
中区港町 1 丁目 1 番地
横浜市経済観光局成長戦略推進部産業立地調整課

横浜市公告第 653 号

横浜国際港都建設計画都市高速鉄道の市素案の公聴会の開催

横浜国際港都建設計画都市高速鉄道の案の素案を作成したので、横浜市都市計画公聴会規則（平成 15 年 3 月横浜市規則第 36 号）第 2 条の規定に基づき公聴会を開催し、同規則第 3 条の規定に基づきその案を公衆の縦覧に供する。

公聴会において公述を希望する関係住民又は利害関係人は、縦覧期間満了の日までに横浜市長に公述申出書を提出することができる。

平成 22 年 10 月 5 日

横浜市長 林 文 子

- 1 都市計画の種類及び名称
横浜国際港都建設計画都市高速鉄道
第 7 号相鉄・東急直通線
第 6 号相鉄・JR 直通線
- 2 都市計画を定める土地の区域
 - (1) 第 7 号相鉄・東急直通線
神奈川区三枚町、菅田町、羽沢町及び羽沢南二丁目地内
港北区大倉山一丁目、大倉山三丁目、大曾根一丁目、菊名七丁目、岸根町、新横浜一丁目、新横浜二丁目、新横浜三丁目、樽町二丁目、綱島西六丁目、綱島東一丁目、綱島東二丁目、綱島東四丁目、鳥山町、日吉本町一丁目、大豆戸町、箕輪町一丁目、箕輪町二丁目及び箕輪町三丁目地内
 - (2) 第 6 号相鉄・JR 直通線
神奈川区羽沢町地内
- 3 公聴会の日時及び場所
 - (1) 日時
平成 22 年 11 月 30 日午後 7 時から午後 9 時まで
 - (2) 場所
港北区大豆戸町 26 番地の 1
横浜市港北公会堂
- 4 縦覧期間
平成 22 年 10 月 5 日から平成 22 年 10 月 19 日まで
- 5 縦覧場所及び公述申出書提出先
中区相生町 3 丁目 56 番地の 1
横浜市建築局企画部都市計画課
- 6 都市計画図書写しの閲覧期間
平成 22 年 10 月 5 日から平成 22 年 10 月 19 日まで
- 7 都市計画図書写しの閲覧場所

神奈川県 広台太田町 3 番地の 8
横浜市 神奈川区役所 総務部 区政推進課
保土ヶ谷区 川辺町 2 番地の 9
横浜市 保土ヶ谷区役所 総務部 区政推進課
港北区 大豆戸町 26 番地の 1
横浜市 港北区役所 総務部 区政推進課

横 浜 市 公 告 第 654 号

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 生 産 緑 地 地 区 の 変 更 案 の 縦 覧

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 生 産 緑 地 地 区 の 変 更 案 を 作 成 し た の で 、 都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 21 条 第 2 項 に お い て 準 用 す る 同 法 第 17 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 そ の 案 を 次 の と お り 公 衆 の 縦 覧 に 供 す る 。

こ の 案 に つ い て 意 見 が あ る 関 係 住 民 又 は 利 害 関 係 人 は 、 縦 覧 期 間 満 了 の 日 ま で に 横 浜 市 長 に 意 見 書 を 提 出 す る こ と が で き る 。

平 成 22 年 10 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

1 都 市 計 画 の 種 類 及 び 名 称

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 生 産 緑 地 地 区

2 都 市 計 画 を 定 め る 土 地 の 区 域

(1) 追 加 す る 部 分

神 奈 川 区 六 角 橋 五 丁 目 地 内

(2) 削 除 す る 部 分

瀬 谷 区 中 央 地 内

(3) 変 更 す る 部 分

鶴 見 区 駒 岡 五 丁 目 及 び 馬 場 三 丁 目 地 内 、 神 奈 川 区 菅 田 町 地 内 、 保 土 ヶ 谷 区 川 島 町 、 坂 本 町 及 び 仏 向 町 地 内 、 旭 区 市 沢 町 、 今 宿 二 丁 目 、 今 宿 東 町 及 び 本 宿 町 地 内 、 磯 子 区 磯 子 六 丁 目 地 内 、 港 北 区 小 机 町 、 下 田 町 三 丁 目 、 新 吉 田 東 三 丁 目 及 び 新 羽 町 地 内 、 緑 区 北 八 朔 町 、 霧 が 丘 六 丁 目 、 台 村 町 、 中 山 町 、 新 治 町 、 三 保 町 及 び 森 の 台 地 内 、 青 葉 区 あ か ね 台 二 丁 目 、 あ ざ み 野 四 丁 目 、 荏 田 西 二 丁 目 、 桂 台 二 丁 目 、 黒 須 田 及 び 田 奈 町 地 内 、 都 筑 区 牛 久 保 三 丁 目 、 牛 久 保 西 二 丁 目 、 荏 田 南 四 丁 目 、 大 熊 町 、 北 山 田 六 丁 目 、 茅 ヶ 崎 南 三 丁 目 及 び 仲 町 台 四 丁 目 地 内 、 戸 塚 区 柏 尾 町 地 内 、 栄 区 飯 島 町 地 内 、 泉 区 岡 津 町 及 び 新 橋 町 地 内 並 び に 瀬 谷 区 相 沢 四 丁 目 及 び 二 ツ 橋 町 地 内

3 縦 覧 期 間

平 成 22 年 10 月 5 日 か ら 平 成 22 年 10 月 19 日 ま で

4 縦 覧 場 所 及 び 意 見 書 提 出 先

中 区 相 生 町 3 丁 目 56 番 地 の 1

横 浜 市 建 築 局 企 画 部 都 市 計 画 課

横 浜 市 公 告 第 655 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。
平 成 22 年 10 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
平 成 19 年 12 月 26 日 第 19 開 904 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
名 古 屋 市 千 種 区 小 松 町 7 丁 目 21 番 地 の 2
株 式 会 社 翔 栄
代 表 取 締 役 木 村 鉄 三
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
磯 子 区 田 中 二 丁 目 110 番 の 18 及 び 110 番 の 54 から 110 番 の 58 ま
で

横 浜 市 公 告 第 656 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た。

平 成 22 年 10 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
平 成 21 年 8 月 11 日 第 21 開 1604 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
泉 区 和 泉 町 3,743 番 地
株 式 会 社 戸 塚 不 動 産
代 表 取 締 役 山 村 真 一
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
泉 区 和 泉 町 715 番 の 2 、 715 番 の 4 か ら 715 番 の 14 ま で 、 716
番 の 4 、 717 番 の 2 及 び 815 番 の 4 の 一 部

横 浜 市 公 告 第 657 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

平 成 22 年 10 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
平 成 21 年 12 月 28 日 第 21 開 1309 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
戸 塚 区 戸 塚 町 3,039 番 地
長 谷 川 正 昭
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
戸 塚 区 戸 塚 町 277 番 の 1 から 277 番 の 5 ま で 、 279 番 の 2 及 び
280 番 の 2

横 浜 市 公 告 第 658 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。
平 成 22 年 10 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
平 成 22 年 4 月 22 日 第 22 開 1302 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
西 区 北 幸 二 丁 目 9 番 14 号
相 鉄 不 動 産 販 売 株 式 会 社
代 表 取 締 役 鹿 島 泰 之
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
戸 塚 区 名 瀬 町 780 番 の 1 の 一 部 、 780 番 の 11 、 780 番 の 27 の 一
部 、 780 番 の 30 の 一 部 及 び 780 番 の 37 か ら 780 番 の 42 ま で

横浜市公告第 659 号

住宅地造成事業に関する工事の完了

都市計画法施行法（昭和 43 年法律第 101 号）第 7 条の規定により従前の例によることとされた都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）附則第 2 項の規定により廃止された住宅地造成事業に関する法律（昭和 39 年法律第 160 号）に規定する次の住宅地造成事業に関する工事が完了した。

平成 22 年 10 月 5 日

横浜市長 林 文 子

- 1 事業認可年月日及び認可番号
昭和 46 年 2 月 15 日 第 7512 号
- 2 事業主の住所及び氏名
金沢区大川 3 番 1 号
東急車輛生活協同組合
理事 永 瀬 修
- 3 施行地区に含まれる地域の名称
第一工区
金沢区釜利谷東六丁目 3,487 番の 2 の一部、 3,527 番の 11、3,530 番の 4、 3,531 番の 3、 3,532 番の 1、 3,532 番の 4、 3,533 番の 7、 3,534 番の 1、 3,535 番の 1、 3,535 番の 8、 3,535 番の 9、 3,535 番の 28 から 3,535 番の 30 まで、 4,813 番の 108、 4,814 番の 193 から 4,814 番の 197 まで及び 4,814 番の 198 の一部

横浜市公告第 660 号

建築基準法に基づく道路の位置の指定

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、横浜市建築局情報相談部情報相談課において一般の縦覧に供する。

平成 22 年 10 月 5 日

横浜市長 林 文 子

- 1 指定番号
第 22 ・ 5 ・ 4 号
- 2 指定年月日
平成 22 年 9 月 22 日
- 3 道路の幅員
5.50 m
- 4 道路の延長
24.99 m
- 5 指定の場所
南区八幡町 91 番の 3
- 6 申請者の氏名
神奈川県鶴屋町 1 丁目 7 番地の 12
株式会社ハウスプラン
代表取締役 鈴木 賢 広

横浜市公告第 661 号

建築基準法に基づく道路の位置の指定

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、横浜市建築局情報相談部情報相談課において一般の縦覧に供する。

平成 22 年 10 月 5 日

横浜市長 林 文子

- 1 指定番号
第 22 ・ 5 ・ 5 号
- 2 指定年月日
平成 22 年 9 月 24 日
- 3 道路の幅員
4.50 m
- 4 道路の延長
18.83 m
- 5 指定の場所
南区井土ヶ谷中町 162 番の 5
- 6 申請者の氏名
ハウスランド株式会社
代表取締役 小野寺 茂 雄

横 浜 市 公 告 第 662 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 42 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ
く 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

平 成 22 年 10 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

1 廃 止 年 月 日

平 成 22 年 9 月 15 日

2 廃 止 部 分 の 幅 員

4.00 m

3 廃 止 部 分 の 延 長

18.00 m

4 廃 止 の 場 所

金 沢 区 釜 利 谷 東 五 丁 目 3,652 番 の 2 、 3,652 番 の 4 、 4,813 番
の 110 及 び 4,814 番 の 147 の 各 一 部

5 申 請 者 の 氏 名

齋 藤 学

達

達 第 47 号

庁 中 一 般

港 湾 局 制 服 規 程 (昭 和 27 年 6 月 達 第 21 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る 。

平 成 22 年 10 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

第 4 条 第 1 号 中 「、 男 子 冬 用 ズ ボ ン 」 を 削 り 、 同 条 第 2 号 を 削 り 、 同 条 第 3 号 中 「 ス カ ー ト 」 を 「 男 子 ズ ボ ン 」 に 改 め 、 同 号 を 同 条 第 2 号 と す る 。

第 5 条 第 1 号 中 「、 男 子 冬 用 ズ ボ ン 」 を 削 り 、 同 条 第 2 号 中 「 男 子 夏 用 ズ ボ ン 、 」 を 削 り 、 「 ス カ ー ト 」 を 「 男 子 ズ ボ ン 」 に 改 め る 。

別 表 第 1 中

「

男 子 冬 用 ズ ボ ン 及 び 男 子 夏 用 ズ ボ ン

」

を

「

男 子 ズ ボ ン

」

に 改 め 、

「

ス カ ー ト	同
---------	---

」

を 削 る 。

別 表 第 2 中

「

男 子 冬 用 ズ ボ ン 及 び 男 子 夏 用 ズ ボ ン

」

を

「

男 子 ズ ボ ン

」

に 改 め 、

「

スカート	地質	色は濃紺
	制式	セミタイトスカート型で後開き

」

を削る。

別表第 3 中

「

男子冬用ズボン及び男子夏用ズボン

」

を

「

男子ズボン

」

に、

「

スカート又は女子ズボン	2 着
-------------	-----

」

を

「

女子ズボン	1 着
-------	-----

」

に改め、同表備考 2 中「、男子冬用ズボン及び男子夏用ズボン」を「及び男子ズボン」に、「2 枚、2 着又は 2 本」を「2 枚及び 2 着」に改め、同表中備考 3 を削る。

附 則

(施行期日)

1 この達は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この達の施行の際現にこの達による改正前の港湾局制服規程の規定により貸与されている制服（男子冬用ズボン、男子夏用ズボン及びスカートに限る。）は、この達による改正後の港湾局制服規程の規定により貸与されている制服とみなす。

3 前項に規定する制服の着用期間及び貸与期間については、この達による改正後の港湾局制服規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

区 告 示

旭区告示第 12 号（平成 22 年 9 月 21 日 掲 示 済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、岸本自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成 22 年 9 月 21 日

横浜市旭区長 萩 原 博

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	近 藤 和 義 旭区金が谷一丁目 20 番 16 号	太 田 欽 也 旭区金が谷一丁目 19 番 7 号

旭区告示第 13 号（平成 22 年 9 月 21 日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、白根三信自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成 22 年 9 月 21 日

横浜市旭区長 萩原 博

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	友 松 誠 旭区白根八丁目 28 番 7 号	関 塚 翔 司 旭区白根八丁目 19 番 3 号

旭区告示第 14 号（平成 22 年 9 月 21 日揭示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、白根三信自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成 22 年 9 月 21 日

横浜市旭区長 萩原 博

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	関塚 翔 司 旭区白根八丁目 19 番 3 号	吉岡 實 男 旭区白根八丁目 19 番 26 号

旭区告示第 15 号（平成 22 年 9 月 21 日揭示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、南まきが原自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成 22 年 9 月 21 日

横浜市旭区長 萩原 博

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	鈴木 隆 雄 旭区柏町 42 番地の 12	大 槻 康 彦 旭区柏町 102 番地の 2

旭区告示第 16 号（平成 22 年 9 月 21 日 掲 示 済）

地縁による団体の認可

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項に規定する地縁による団体として、次のとおり認可した。

平成 22 年 9 月 21 日

横浜市旭区長 萩原 博

1 名称

今川町上今宿自治会

2 規約に定める目的

民主主義の精神に基づき会員の共同生活を通じ、会員相互の親睦と福祉を増進し、地域社会の向上発展を図ること。

3 区域

旭区今川町 36 番地から 47 番地まで、50 番地から 52 番地まで及び 55 番地から 123 番地までの区域

4 主たる事務所

代表者の自宅に置く。

5 代表者の氏名及び住所

佐藤 満

旭区今川町 78 番地

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代理者の選任の有無

無

7 代理人の有無

無

8 認可年月日

平成 22 年 9 月 21 日

区 公 告

栄区公告第17号（平成22年9月17日掲示済）

横浜市笠間地域ケアプラザ等の指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第5項の規定に基づき、横浜市笠間地域ケアプラザ等の指定管理者として、次の者を指定した。

平成22年9月17日

横浜市栄区長 光 田 清 隆

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市笠間地域ケアプラザ	港南区下永谷四丁目21番10号	社会福祉法人同塵会 理事長 松 井 住 仁	平成23年4月1日から平成28年3月31日まで
横浜市桂台地域ケアプラザ	栄区桂台中4番7号	社会福祉法人訪問の家 理事長 名 里 晴 美	同
横浜市小菅ケ谷地域ケアプラザ	神奈川区大野町1番地の25	社会福祉法人横浜 市福祉サービス協 会 理事長 松 野 完 二	同
横浜市豊田地域ケアプラザ	中区桜木町1丁目1番地	社会福祉法人横浜 市社会福祉協議会 会長 佐々木 寛 志	同
横浜市中野地域ケアプラザ	栄区中野町40番地の2	社会福祉法人杜の 会 理事長 師 康 晴	同

栄区公告第 18 号（平成 22 年 9 月 17 日 掲 示 済）

横浜市栄区福祉保健活動拠点の指定管理者の指定

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 5 項の規定に基づき、横浜市栄区福祉保健活動拠点の指定管理者として、次の者を指定した。

平成 22 年 9 月 17 日

横浜市栄区長 光 田 清 隆

指定管理者		指定の期間
所在地	名称	
栄区桂町 279 番 地の 29	社会福祉法人横浜市 栄区社会福祉協議会 会長 野 村 政 晴	平成 23 年 4 月 1 日 から 平成 28 年 3 月 31 日 まで

旭区公告第 60 号（平成 22 年 9 月 21 日 掲 示 済）

横浜市今宿地域ケアプラザ等の指定管理者の指定

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 5 項の規定に基づき、横浜市今宿地域ケアプラザ等の指定管理者として、次の者を指定した。

平成 22 年 9 月 21 日

横浜市旭区長 萩原 博

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市今宿地域ケアプラザ	旭区川井本町 154 番地の 6	社会福祉法人漆原 清和会 理事長 漆 原 弘	平成 23 年 4 月 1 日 から平成 28 年 3 月 31 日まで
横浜市今宿西地域ケアプラザ	保土ヶ谷区上 菅田町 1,723 番地の 1	社会福祉法人清光 会 理事長 大 矢 清	横浜市今宿西地域 ケアプラザの供用 開始の日から平成 27 年 3 月 31 日まで
横浜市鶴ヶ峰地域ケアプラザ	神奈川区大野 町 1 番地の 25	社会福祉法人横浜 市福祉サービス協 会 理事長 松 野 完 二	平成 23 年 4 月 1 日 から平成 28 年 3 月 31 日まで
横浜市ひかりが丘地域ケアプラザ	旭区上川井町 1,988 番地	社会福祉法人アド ベンチスト福祉会 理事長 白 石 尚	同

旭区公告第 61 号（平成 22 年 9 月 21 日 掲 示 済）

横浜市旭区福祉保健活動拠点の指定管理者の指定

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 5 項の規定に基づき、横浜市旭区福祉保健活動拠点の指定管理者として、次の者を指定した。

平成 22 年 9 月 21 日

横浜市旭区長 萩 原 博

指定管理者		指定の期間
所在地	名称	
旭区鶴ヶ峰一丁目 6 番地の 35	社会福祉法人横浜市旭区社会福祉協議会 会長 渡 邊 富 次	平成 23 年 4 月 1 日から 平成 28 年 3 月 31 日まで

緑区公告第 62 号（平成 22 年 9 月 27 日 掲 示 済）

横浜市緑区福祉保健活動拠点の指定管理者の指定

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 5 項の規定に基づき、横浜市緑区福祉保健活動拠点の指定管理者として、次の者を指定した。

平成 22 年 9 月 27 日

横浜市緑区長 津 田 祐 孝

指定管理者		指定の期間
所在地	名称	
緑区中山町 413 番地の 4	社会福祉法人横浜市 緑区社会福祉協議会 会長 村上 慎 介	平成 23 年 4 月 1 日 から 平成 28 年 3 月 31 日 まで

鶴 見 区 公 告 第 108 号

横 浜 市 潮 田 地 域 ケ ア プ ラ ザ 等 の 指 定 管 理 者 の 指 定

地 方 自 治 法 (昭 和 22 年 法 律 第 67 号) 第 244 条 の 2 第 5 項 の 規 定 に 基 づ き 、 横 浜 市 潮 田 地 域 ケ ア プ ラ ザ 等 の 指 定 管 理 者 と し て 、 次 の 者 を 指 定 し た 。

平 成 22 年 10 月 5 日

横 浜 市 鶴 見 区 長 植 田 孝 一

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横 浜 市 潮 田 地 域 ケ ア プ ラ ザ	中 区 桜 木 町 1 丁 目 1 番 地	社 会 福 祉 法 人 横 浜 市 社 会 福 祉 協 議 会 会 長 佐 々 木 寛 志	平 成 23 年 4 月 1 日 か ら 平 成 28 年 3 月 31 日 ま で
横 浜 市 駒 岡 地 域 ケ ア プ ラ ザ	鶴 見 区 獅 子 ケ 谷 二 丁 目 15 番 18 号	社 会 福 祉 法 人 横 浜 鶴 声 会 理 事 長 晝 間 勝	同
横 浜 市 矢 向 地 域 ケ ア プ ラ ザ	神 奈 川 区 大 野 町 1 番 地 の 25	社 会 福 祉 法 人 横 浜 市 福 祉 サ ー ビ ス 協 会 理 事 長 松 野 完 二	同

鶴見区公告第 109 号

横浜市鶴見区福祉保健活動拠点の指定管理者の指定
 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 5 項の規定に
 基づき、横浜市鶴見区福祉保健活動拠点の指定管理者として、次の
 者を指定した。

平成 22 年 10 月 5 日

横浜市鶴見区長 植 田 孝 一

指定管理者		指定の期間
所在地	名称	
鶴見区鶴見中央 四丁目 32 番 1 号	社会福祉法人横浜市 鶴見区社会福祉協議 会 会 長 佐 藤 信 男	平成 23 年 4 月 1 日 から 平成 28 年 3 月 31 日まで

神奈川県公告第 93 号

横浜市神之木地域ケアプラザ等の指定管理者の指定
 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 5 項の規定に
 基づき、横浜市神之木地域ケアプラザ等の指定管理者として、次の
 者を指定した。

平成 22 年 10 月 5 日

横浜市神奈川区長 岡 田 優 子

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市神之木地域ケアプラザ	中区本牧原 16 番 1 号	社会福祉法人聖坂学園 理事長 柴 田 昌 一	平成 23 年 4 月 1 日 から平成 28 年 3 月 31 日まで
横浜市沢渡三ツ沢地域ケアプラザ	神奈川区羽沢町 550 番地の 1	社会福祉法人若竹大寿会 理事長 竹 田 一 雄	同
横浜市菅田地域ケアプラザ	東京都港区三田 1 丁目 4 番 28 号	社会福祉法人恩賜財団済生会 理事長 保 坂 洋 夫	同

神奈川区公告第 94 号

横浜市神奈川区福祉保健活動拠点の指定管理者の指定
 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 5 項の規定に
 基づき、横浜市神奈川区福祉保健活動拠点の指定管理者として、次
 の者を指定した。

平成 22 年 10 月 5 日

横浜市神奈川区長 岡 田 優 子

指定管理者		指定の期間
所在地	名称	
神奈川区反町 1 丁目 8 番地の 4	社会福祉法人横浜市 神奈川区社会福祉協 議会 会長 高 木 保 夫	平成 23 年 4 月 1 日 から 平成 28 年 3 月 31 日まで

南区公告第 133 号

横浜市浦舟地域ケアプラザ等の指定管理者の指定

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 5 項の規定に基づき、横浜市浦舟地域ケアプラザ等の指定管理者として、次の者を指定した。

平成 22 年 10 月 5 日

横浜市南区長 青 井 恒 夫

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市浦舟地域ケアプラザ	神奈川県大野町 1 番地の 25	社会福祉法人横浜市福祉サービス協会 理事長 松野 完二	平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで
横浜市大岡地域ケアプラザ	泉区下飯田町 355 番地	社会福祉法人横浜市社会事業協会 理事長 高橋 勉	同
横浜市清水ヶ丘地域ケアプラザ	神奈川県西神奈川一丁目 9 番地の 1	社会福祉法人青い鳥理事長 飯田 進	同
横浜市永田地域ケアプラザ	南区中村町 5 丁目 315 番地	社会福祉法人横浜市社会福祉協会 理事長 小林 建次郎	同
横浜市中村地域ケアプラザ	旭区下川井町 360 番地	社会福祉法人秀峰社会理事長 桜井 里二	同
横浜市六ツ川地域ケアプラザ	南区大岡五丁目 13 番 5 号	社会福祉法人横浜市大陽会 理事長 飯田 博	同
横浜市睦地域ケアプラザ	南区睦町 1 丁目 31 番地の 1	社会福祉法人たすけあいゆい理事長 濱田 静江	同

港南区公告第 46 号

横浜市下永谷地域ケアプラザ等の指定管理者の指定

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 5 項の規定に基づき、横浜市下永谷地域ケアプラザ等の指定管理者として、次の者を指定した。

平成 22 年 10 月 5 日

横浜市港南区長 大 貫 一 幸

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市下永谷地域ケアプラザ	港南区下永谷四丁目 21 番 10 号	社会福祉法人同塵会 理事長 松 井 住 仁	平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで
横浜市野庭地域ケアプラザ	港南区野庭町 2,187 番地の 1	社会福祉法人ひまわり福祉会 理事長 津 久 井 わか 忍	同
横浜市東永谷地域ケアプラザ	中区桜木町 1 丁目 1 番地	社会福祉法人横浜市社会福祉協議会 会長 佐 々 木 寛 志	同

港南区公告第 47 号

横浜市港南区福祉保健活動拠点の指定管理者の指定

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 5 項の規定に基づき、横浜市港南区福祉保健活動拠点の指定管理者として、次の者を指定した。

平成 22 年 10 月 5 日

横浜市港南区長 大 貫 一 幸

指定管理者		指定の期間
所在地	名称	
港南区港南四丁目 2 番 8 号	社会福祉法人港南区 社会福祉協議会 会長 清水 鐵 夫	平成 23 年 4 月 1 日から 平成 28 年 3 月 31 日まで

保土ヶ谷区公告第 62 号

横浜市今井地域ケアプラザ等の指定管理者の指定

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 5 項の規定に基づき、横浜市今井地域ケアプラザ等の指定管理者として、次の者を指定した。

平成 22 年 10 月 5 日

横浜市保土ヶ谷区長 岡 部 豊

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市今井地域ケアプラザ	保土ヶ谷区上菅田町 1,723 番地の 1	社会福祉法人清光 会 理 事 長 大 矢 清	平成 23 年 4 月 1 日 から平成 28 年 3 月 31 日まで
横浜市岩崎地域ケアプラザ	保土ヶ谷区常盤台 75 番 1 号	社会福祉法人なでしこ会 理 事 長 石 井 和 男	同
横浜市仏向地域ケアプラザ	保土ヶ谷区上菅田町 1,723 番地の 1	社会福祉法人清光 会 理 事 長 大 矢 清	同
横浜市星川地域ケアプラザ	神奈川区大野町 1 番地の 25	社会福祉法人横浜 市福祉サービス協 会 理 事 長 松 野 完 二	同
横浜市保土ヶ谷区福祉保健活動拠点	保土ヶ谷区川辺町 5 番地の 1	社会福祉法人横浜 市保土ヶ谷区社会 福祉協議会 会 長 山 崎 滋	同

磯子区公告第 6 号

横浜市上笹下地域ケアプラザ等の指定管理者の指定

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 5 項の規定に基づき、横浜市磯子地域ケアプラザ等の指定管理者として、次の者を指定した。

平成 22 年 10 月 5 日

横浜市磯子区長 坂 本 連

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市上笹下地域ケアプラザ	高知県南国市岡豊町中島 1, 535 番地	社会福祉法人ふるさと自然村 理事長 山 本 惠 子	横浜市上笹下地域ケアプラザの供用開始の日から平成 28 年 3 月 31 日まで
横浜市新杉田地域ケアプラザ	磯子区新杉田町 8 番地の 7	社会福祉法人電機神奈川福祉センター 理事長 土 師 修 司	平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで
横浜市滝頭地域ケアプラザ	藤沢市遠藤 35 番地	社会福祉法人竹生 理事長 飛 鳥 田 一 朗	同

磯子区公告第 7 号

横浜市磯子区福祉保健活動拠点の指定管理者の指定
 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 5 項の規定に
 基づき、横浜市磯子区福祉保健活動拠点の指定管理者として、次の
 者を指定した。

平成 22 年 10 月 5 日

横浜市磯子区長 坂 本 連

指定管理者		指定の期間
所在地	名称	
磯子区磯子三丁目 1 番 41 号	社会福祉法人横浜市磯子区社会福祉協議会 会長 三 浦 武	平成 23 年 4 月 1 日から 平成 28 年 3 月 31 日まで

金 沢 区 公 告 第 34 号

横浜市釜利谷地域ケアプラザ等の指定管理者の指定
 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 5 項の規定に
 基づき、横浜市釜利谷地域ケアプラザ等の指定管理者として、次の
 者を指定した。

平成 22 年 10 月 5 日

横浜市金沢区長 橋 本 康 正

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市釜利谷地域ケアプラザ	金沢区釜利谷南二丁目 8 番 1 号	社会福祉法人すみなす会 理事長 入 江 昭 明	平成 23 年 4 月 1 日 から平成 28 年 3 月 31 日まで
横浜市泥亀地域ケアプラザ	神奈川県大野町 1 番地の 25	社会福祉法人横浜 社会福祉サービス協 会 理事長 松 野 完 二	同
横浜市並木地域ケアプラザ	中区桜木町 1 丁目 1 番地	社会福祉法人横浜 社会福祉協議会 会長 佐々木 寛 志	同

金 沢 区 公 告 第 35 号

横浜市金沢区福祉保健活動拠点の指定管理者の指定

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 5 項の規定に基づき、横浜市金沢区福祉保健活動拠点の指定管理者として、次の者を指定した。

平成 22 年 10 月 5 日

横浜市金沢区長 橋 本 康 正

指定管理者		指定の期間
所在地	名称	
金 沢 区 泥 亀 一 丁 目 21 番 5 号	社 会 福 祉 法 人 横 浜 市 金 沢 区 社 会 福 祉 協 議 会 会 長 増 田 一 行	平 成 23 年 4 月 1 日 か ら 平 成 28 年 3 月 31 日 ま で

港北区公告第 79 号

横浜市篠原地域ケアプラザ等の指定管理者の指定

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 5 項の規定に基づき、横浜市篠原地域ケアプラザ等の指定管理者として、次の者を指定した。

平成 22 年 10 月 5 日

横浜市港北区長 柏 崎 誠

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市篠原地域ケアプラザ	中区桜木町 1 丁目 1 番地	社会福祉法人横浜市社会福祉協議会 会長 佐々木 寛 志	平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで
横浜市高田地域ケアプラザ	港北区新吉田町 6,051 番地	社会福祉法人緑峰 理事長 高 田 優 一	同

港北区公告第 80 号

横浜市港北区福祉保健活動拠点の指定管理者の指定

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 5 項の規定に基づき、横浜市港北区福祉保健活動拠点の指定管理者として、次の者を指定した。

平成 22 年 10 月 5 日

横浜市港北区長 柏 崎 誠

指定管理者		指定の期間
所在地	名称	
港北区大豆戸町 13 番地の 1	社会福祉法人横浜市 港北区社会福祉協議 会 会 長 大 原 日 恵	平成 23 年 4 月 1 日 から 平成 28 年 3 月 31 日まで

青葉区公告第 58 号

横浜市美しが丘地域ケアプラザ等の指定管理者の指定
 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 5 項の規定に
 基づき、横浜市美しが丘地域ケアプラザ等の指定管理者として、次
 の者を指定した。

平成 22 年 10 月 5 日

横浜市青葉区長 岡 田 輝 彦

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市美しが丘地域ケアプラザ	青葉区鉄町 2, 075 番地の 3	社会福祉法人緑成 社会 理事長 遠 藤 一 典	平成 23 年 4 月 1 日 から平成 28 年 3 月 31 日まで
横浜市荏田地域ケアプラザ	中区桜木町 1 丁目 1 番地	社会福祉法人横浜 市社会福祉協議会 会長 佐々木 寛 志	同
横浜市大場地域ケアプラザ	神奈川区大野町 1 番地の 25	社会福祉法人横浜 市福祉サービス協 会 理事長 松 野 完 二	同
横浜市鴨志田地域ケアプラザ	緑区西八朔町 773 番地の 2	社会福祉法人ふじ 寿か会 理事長 前 田 光 治	同
横浜市さつきが丘地域ケアプラザ	青葉区さつきが丘 8 番地の 4	社会福祉法人みど り福祉会 理事長 戸 田 裕 也	同
横浜市もえぎ野地域ケアプラザ	中区桜木町 1 丁目 1 番地	社会福祉法人横浜 市社会福祉協議会 会長 佐々木 寛 志	同

都 筑 区 公 告 第 29 号

横浜市加賀原地域ケアプラザ等の指定管理者の指定

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 5 項の規定に基づき、横浜市加賀原地域ケアプラザ等の指定管理者として、次の者を指定した。

平成 22 年 10 月 5 日

横浜市都筑区長 吉 田 哲 夫

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市加賀 原地域ケア プラザ	都筑区南山田 二丁目 39 番 35 号	社会福祉法人中川 徳生会 理事長 高 橋 幸 治	平成 23 年 4 月 1 日 から平成 28 年 3 月 31 日まで
横浜市葛が 谷地域ケア プラザ	中区桜木町 1 丁目 1 番地	社会福祉法人横浜 市社会福祉協議会 会長 佐々木 寛 志	同
横浜市新栄 地域ケアプ ラザ	神奈川区大野 町 1 番地の 25	社会福祉法人横浜 市福祉サービス協 会 理事長 松 野 完 二	同

都 筑 区 公 告 第 30 号

横浜市都筑区福祉保健活動拠点の指定管理者の指定

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 5 項の規定に基づき、横浜市都筑区福祉保健活動拠点の指定管理者として、次の者を指定した。

平成 22 年 10 月 5 日

横浜市都筑区長 吉 田 哲 夫

指定管理者		指定の期間
所在地	名称	
都 筑 区 荏 田 東 四 丁 目 10 番 3 号	社 会 福 祉 法 人 横 浜 市 都 筑 区 社 会 福 祉 協 議 会 会 長 志 村 一 郎	平 成 23 年 4 月 1 日 か ら 平 成 28 年 3 月 31 日 ま で

泉区公告第 20 号

横浜市いずみ中央地域ケアプラザ等の指定管理者の指定
 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 5 項の規定に
 基づき、横浜市いずみ中央地域ケアプラザ等の指定管理者として、
 次の者を指定した。

平成 22 年 10 月 5 日

横浜市泉区長 藤 田 譲 治

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市いずみ中央地域ケアプラザ	神奈川県大野町 1 番地の 25	社会福祉法人横浜市福祉サービス協会 理事長 松野 完二	平成 23 年 4 月 1 日 から平成 28 年 3 月 31 日まで
横浜市踊場地域ケアプラザ	泉区和泉町 6, 181 番地の 2	社会福祉法人神奈川県匡済会 理事長 原 範 行	同
横浜市上飯田地域ケアプラザ	泉区池の谷 3, 901 番地の 1	社会福祉法人公正会 理事長 齋 藤 公 貴	同
横浜市下和泉地域ケアプラザ	中区桜木町 1 丁目 1 番地	社会福祉法人横浜市社会福祉協議会 会長 佐々木 寛 志	同

泉 区 公 告 第 21 号

横 浜 市 泉 区 福 祉 保 健 活 動 拠 点 の 指 定 管 理 者 の 指 定

地 方 自 治 法 (昭 和 22 年 法 律 第 67 号) 第 244 条 の 2 第 5 項 の 規 定 に 基 づ き 、 横 浜 市 泉 区 福 祉 保 健 活 動 拠 点 の 指 定 管 理 者 と し て 、 次 の 者 を 指 定 し た 。

平 成 22 年 10 月 5 日

横 浜 市 泉 区 長 藤 田 讓 治

指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
所 在 地	名 称	
泉 区 和 泉 町 3,54 0 番 地	社 会 福 祉 法 人 横 浜 市 泉 区 社 会 福 祉 協 議 会 会 長 西 ケ 谷 保 秀	平 成 23 年 4 月 1 日 か ら 平 成 28 年 3 月 31 日 ま で

瀬谷区公告第 24 号

横浜市二ツ橋第二地域ケアプラザの指定管理者の指定
 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 5 項の規定に
 基づき、横浜市二ツ橋第二地域ケアプラザの指定管理者として、次
 の者を指定した。

平成 22 年 10 月 5 日

横浜市瀬谷区長 外ノ池 浩 志

指定管理者		指定の期間
所在地	名称	
中区桜木町 1 丁目 1 番地	社会福祉法人横浜市 社会福祉協議会 会長 佐々木 寛 志	横浜市二ツ橋第二地域 ケアプラザの供用開始 の日から平成 28 年 3 月 31 日まで

瀬谷区公告第 25 号

横浜市瀬谷区福祉保健活動拠点の指定管理者の指定

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 5 項の規定に基づき、横浜市瀬谷区福祉保健活動拠点の指定管理者として、次の者を指定した。

平成 22 年 10 月 5 日

横浜市瀬谷区長 外ノ池 浩 志

指定管理者		指定の期間
所在地	名称	
瀬谷区二ツ橋町 318 番地の 5	社会福祉法人横浜市 瀬谷区社会福祉協議 会 会 長 相 原 信 行	平成 23 年 4 月 1 日 から 平成 28 年 3 月 31 日まで

水道局

水道局告示第 6 号

刊行物頒布代金の徴収事務の委託

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 33 条の 2 の規定により、次のとおり刊行物の頒布代金の徴収の事務を委託した。

平成 22 年 10 月 5 日

横浜市水道事業管理者

水道局長 齋藤 義孝

- 1 委託を受けた者
保土ヶ谷区岩間町 2 丁目 120 番地
ハーベスト株式会社
- 2 頒布する刊行物の種類
横浜市水道事業概要 平成 22 年度版
- 3 委託の期間
平成 22 年 8 月 27 日から平成 23 年 3 月 31 日まで

その他

公立大学法人横浜市立大学公告第 1 号

公立大学法人横浜市立大学平成 21 事業年度財務諸表の公
告

地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 34 条第 4 項の規
定により、公立大学法人横浜市立大学平成 21 事業年度財務諸表を別
冊のとおり公告する。

平成 22 年 10 月 5 日

公立大学法人横浜市立大学
理事長 本 多 常 高